

平成30年第3回まんのう町議会定例会

まんのう町告示第93号

平成30年第3回まんのう町議会定例会を次のとおり招集する。

平成30年8月21日

まんのう町長 栗田 隆義

1. 招集日 平成30年9月3日

2. 場 所 まんのう町役場議場

平成30年第3回まんのう町議会定例会会議録（第3号）

平成30年9月5日（水曜日）午後 1時30分 開会

出席議員 16名

1番 鈴木 崇 容	2番 常 包 恵
3番 小 山 直 樹	4番 京 兼 愛 子
5番 竹 林 昌 秀	6番 川 西 米希子
7番 合 田 正 夫	8番 三 好 郁 雄
9番 白 川 正 樹	10番 白 川 皆 男
11番 大 西 樹	12番 松 下 一 美
13番 三 好 勝 利	14番 大 西 豊
15番 川 原 茂 行	16番 田 岡 秀 俊

欠席議員 な し

会議録署名議員の指名議員

2番 常 包 恵	3番 小 山 直 樹
----------	------------

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 多 田 浩 章	議会事務局課長補佐 平 田 友 彦
----------------	-------------------

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長 栗 田 隆 義	副 町 長 栗 田 昭 彦
教 育 長 三 原 一 夫	企画観光課長 常 包 英 希

住民生活課長	細 原 敬 弘	福祉保険課長	佐 喜 正 司
会計管理者	東 原 浩 史	健康増進課長	久保田 純 子
建設土地改良課長	池 田 勝 正	農 林 課 長	森 末 史 博
琴南支所長	萩 岡 一 志	仲 南 支 所 長	見 間 照 史
教 育 次 長	脇 隆 博	学校教育課長	香 川 雅 孝
生涯学習課長	松 下 信 重	地籍調査課長	岸 本 広 宣
総務課課長補佐	松 本 学	税務課課長補佐	黒 木 正 人

○田岡秀俊議長 皆さん、こんにちは。

執行部総務課長、長森正志君、税務課長、池下尚治君欠席のため、総務課課長補佐、松本学君、税務課課長補佐、黒木正人君が出席しておりますので、報告いたします。

ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

冒頭に、町長より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 それでは、議長のお許しをいただきましたので、1件、御報告をさせていただきます。

今回、非常に強い台風21号、各地に大きな被害をもたらしております。まんのう町におきましての報告をさせていただきたいと思っております。

まんのう町におきましては、台風21号の被害というのは、人的被害、災害等はほとんどございませんでした。ただ、避難所を9カ所開設いたしまして、そのうち仲南公民館に4名、琴南農改センターで2名、高篠ふれあいセンターで2名、四条公民館で3名、計11名の避難者がございましたことを報告させていただきます。以上でございます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○田岡秀俊議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、2番、常包恵君、3番、小山直樹君を指名いたします。

日程第2 一般質問

○田岡秀俊議長 日程第2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

5番、竹林昌秀君、1番目の質問を許可いたします。

○竹林昌秀議員 皆様、こんにちは。随分暑い夏、まだ夏そのもののような気がいたします。町長以下職員の皆様は本当に御奮闘いただきました。これだけ台風が来て、水防

本部を設け、現地を見に行き、復旧事業の調査にこれから国が来るんですかね。起きれば、過ぎたから終わったんじゃないくて、これからいっぱい仕事がふえてるわけですよね。

教育委員会なんかも会合は多いし、中学生が大活躍して、県大会や四国大会や全国大会とかありましたね。こういうのもみんな背後で先生方や職員たちが手配し、動いているわけで、地域の方々もPTAやクラブ後援会の方とかいろんな方が動いてるんでしょうね。暑い夏ですが、本当に生き生きとはつらつとしたまんのう町であったのではないかと思います。

ちょっと質問の前に町長さんの経過報告、施政方針、いつもこれ敬服する内容が多いんですが、今回、ちょっとこれでええんかなということだったんで、答弁はいいんですけど、ちょっと申し上げておきたい。

単年度収支と実質単年度収支が赤字だったとって、えっ、赤字になるんかいなと思ったら、繰り上げ償還しとって、そのために財政調整基金を取り崩した、それは悪くないのかもしれませんが、臨時財政対策債を抑えにかかったと。おい、それでええんかいなと思うわけですね。100%元利償還金、政府見てくれるもんですから、借り得ですよね。政府は大赤字でお気の毒ですけれども、我々、政府の心配までしないでいい。実質公債費が上がるのを心配してと言いましたが、臨時財政対策債を借りたって一つも上がらん。除外して計算するようになってますね。よくよく財政検討していただきたい。あれを町長の公式の場で言われたんではまずいんじゃないかなと、そんなに思いました。

財政運用はいろんな人のコンセンサスでやればいわけですから、ちょっと申し述べておきたい。

私の1本目の質問は、本町は教育振興基本計画というのを平成22年2月に策定しております。これは教育基本法が策定を、政府にも県にも、それから市町村にも求めているもので、策定していることは立派なことなんですけれども、この内容を、皆、知っとるんだろうかと。どのような現行の教育基本計画は骨格内容を持っておるのか、そしてどのような実践手法を組み立ててあるのか、これによって何を達成したのか、これを聞きたいと思います。

現行の教育振興基本計画を見ますと、町民層ぐるみで目指す、心豊かな自立した人づくり、活力あるふるさとづくり、これは実現したのかどうか、その実績を聞きたいと思います。

○田岡秀俊議長 教育長、三原一夫君。

○三原教育長 竹林議員の質問にお答えします。3点についてのお尋ねがありました。

1点目は、現行のまんのう町教育振興基本計画が目指すものについてであります。教育の目的は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成にあることは言うまでもありません。

21世紀は、新しい知識、情報、技術が政治、経済、文化を初め、社会のあらゆる領域での活動の基盤として飛躍的に重要性を増す知識基盤社会の時代であると言われておりま

す。こうした知識基盤社会の発展や競争の激化等、社会が大きく変化していく中で、大人も次代を担う子供たちも他人と協調しつつ自律的に社会を送っていくために必要な人間としての実践力「生きる力」が求められております。

このことを基本に置きまして、まんのう町教育振興基本計画の目的を設定いたしております。そして、それらのことを基盤にして、具体的施策の方向性としましては、まず、ゼロ歳から15歳までの一貫した教育実践であり、次に、公教育の質の向上と教員の資質、能力の向上であり、さらに、まんのう町総ぐるみで子育てとふるさとを大切にする人づくりであり、最後に、教育活動を支える諸条件の整備であります。

2点目、3点目は、その教育振興基本計画の内容の骨子と実現方法、そして、その成果についてのお尋ねがありました。

2点目のその内容や方法は多岐にわたっており、教育委員会経営全般にわたっておりますので、施策の要点についてお答えしてまいりたいと思います。

また、3点目の成果につきましては、2点目と関連がございますので、その都度、説明を申し上げたいと思います。

まんのう町教育振興基本計画は、大枠と申しまししょうか、ビジョンについて、やや抽象的な表現が多いわけでありますので、その後、具体的な施策という視点から実施してきたことにも触れたいと思います。

まず初めに、教育活動を支える教育環境の整備についてであります。満濃中学校の改築に始まり、町立図書館・体育館の整備があります。中学生が落ちついて学習する雰囲気が整備され、このことによって生徒たちの学習や体育活動、また、文化活動に好影響を与えており、現在、落ちついた環境のもとで中学校生活が推移しているわけであります。

また、町民の皆様の文化活動や健康管理全般にわたりまして成果につながっていると評価しているわけでございます。

また、教育計画の中で学校の適正規模についても検討してきたわけでございますが、町民の皆様の御理解をいただいて、満濃中学校と琴南中学校の統合ができましたことも成果であります。

また、時代のニーズに先行した形で実施しました認定仲南こども園の開園と園舎等の整備があります。現在も他県や県内の市町からの視察が絶えない状況にあります。重立ったものについて御説明を申し上げました。

次に、制度や組織の整備があります。まんのう町におきまして、就学前教育の充実という観点から、従前から保育所と幼稚園を一体的に運営して、保育と教育の両方を成果につなげたいと考えておりました。いろいろな課題を克服しながら認定こども園を整備、実施することができました。県下で一番早く整備が進み、就学前教育が軌道に乗ってきたと思っております。

次に、学力や生徒指導の観点から、全国に先駆けまして1学級の人数を35人にしたいと考えておりましたが、皆様の御理解をいただいて実施することができました。現在は小

学校１・２・３年生は国において、４年生と中学１年生は香川県の制度で実施されております。まんのう町におきましては、小学校の５・６年生と中学校２・３年生で町の費用で実施いたしております。

また、英語教育の必要性については早くから認識をしておりましたが、小学校の全ての学年で実施しております。現在では、小学校の５・６年で英語科の授業を、３・４年生で英語活動を実施いたしておりますが、２年後の２０２０年度からは教育課程が全面改訂されて、英語教育が本格実施されることになっております。

また、特別支援教育につきましても、町にとりましても大きな課題であると思慮しておりましたが、早期支援教育センター「たむ」を開設することができました。

次に、目標を実現していくための手法のお尋ねがありました。このことにつきましては、まんのう町教育振興基本計画では深く触れていないわけではありますが、試行錯誤を繰り返しながら実践してきましたことにつきまして少し申し上げたいと思います。

教育行政の仕事は、目指したい目標を設定して、それを具体化していくための組織を整備し、その仕事にかかわる職員を配置、さらにその職員の資質、能力を養成することであると考えております。教育委員会が設定しました目標に迫るために、具体的には学校教育課内に教育研究所、教育指導室、早期支援教育センター等をつくって施策の具体化を図ってきたわけであります。不十分な面が多々あるわけですが、教育委員会の職員の力を結集しながら進めてまいってきたわけでございます。

御理解を賜りますようお願いを申し上げまして、回答とさせていただきます。

○田岡秀俊議長 竹林議員、挙手の上、許可を得てから発言をお願いします。

再質問、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 教育振興基本計画の本文を読みよると、教育長さんの今の説明を聞くと、実に腑に落ちます。８２億円というお金を投じたＰＦＩの事業で施設整備を行ったと。町民体育館と図書館と一体でやりましたね。ちょっと力量不足もあって、苦心惨たんですが、これは大きな成功だったと私は見ています。今の中学生、町民の様子を見ると、うまく施設が機能しているように思います。やっぱり施設がいいと、先生方は責任感じてハッスルするし、児童生徒は元気が出ますね。香川県で一番いい施設だと思いますから、県の教育委員会は、文科省が見に来たり、外国から視察があるときに、うちの町へ呼びたいはずですね。そうすると、校長先生以下、立派な先生を整えて、中身もようしといたら、香川県の代表銘柄になるんだろうと思います。これはやっぱり町を挙げての取り組み、議会も奮闘したことではございますけれども、やはりあれぐらいの意欲を持ってやらないかんのだろうと。少々のトラブルぐらい何するものぞ、こういうことを我々の町ができたんだろうと思います。

そして、仲南こども園、あれ、７億８，０００万円入れて、こども園のモデルケースになるでしょうね。あの施設見ると涙が出るぐらいですね。

私は地元の人たちに言ってる。保育所や幼稚園行くのを、送るところが別やったのが、

1カ所で済むわなと。それから盆に孫が来たときに、しばらく預かってもらったり、一時預かりもできる、教育相談乗ってもらえる。こども園を使ってうちの町の定住人口をふやせるだろうと。よい教育のところで、うちの町で教育が充実しているとすれば、定住人口がふえるに違いない。150万円、200万円配るよりも、そっちのほうを若い人たちは喜びはしないかな、複合政策でいいわけで、そんなに思うわけであります。

そして、この夏の中学生の活動ですね。ほぼ半分の部活が郡市大会突破して、野球部に至っては、県で2番目で四国大会へ行行って、1回戦勝った。レギュラーに3年生7人しかおらん。野球は元気のええのがみんな集まったって、あんな結果はない。なぎなたは全国一だ。女子軟式テニスは香川県優勝で個人して、四国大会でも個人優勝した。勝てばいいという問題ではないですけども、勝つという一つの成果の中に充実した日々の練習があり、安定した学校経営があるんだろうと思います。そこまで至るまで、少年の時代から指導してきた人との連携や、父兄とかの総合力の発揮だろうと思います。

児童生徒は私たちの町の未来の指標であります。このような教育行政の成果を確認できることは、まことに喜ばしい限りです。

教育長の話にもありました。施設をつくって運営する組織を設けて人を配置し、その職員の資質を高めるんだと。行政の手法もまさにこれではないんでしょうか。これをいかに具体的に個別にやるかでしょうかね。目標を掲げることであります。その目標が教育振興基本計画であって、農業振興地域整備計画も河川整備計画も、皆、よく似たものだろうと思います。とはいうものの、制定してから経年変化してまいりました。文科省は新教育課程を発表し、英語教育に力を入れるとか、いろんな指針を出しております。

私も文科省の教育基本計画立てるグループの前で2時間話させてもらったことがあります。うちの町へ来た上月審議官と鈴木課長が私を呼んでくれたんです。それを見ますと、こんなに書いてある。

一つ、夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要な力を育成する、これが基礎学力とかなんとかがあるわけですね。社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する。スポーツや文化活動なんかも入るんでしょうね。生涯学習だ。生涯学び、活躍できる環境を整える。誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する。教育政策推進のための基盤を整備するとあります。

県の教育基本計画においては、1番に学力の育成とあります。2番目に心の育成です。3番目に教員の指導力向上です。家庭の教育力向上とある。五つ目がスポーツ競技力の向上と県の教育基本計画は掲げています。

このような国や県の方向の中で、本町が積み残している課題は何なのか、それをお伺いしたいと存じます。

○田岡秀俊議長 教育長、三原一夫君。

○三原教育長 竹林議員の再質問にお答えいたします。

10年前に策定されましたまんのう町教育振興基本計画につきまして、計画されたが実

現に至っていない内容についてのお尋ねがございました。

本当に時代の進展の早さには驚かされるばかりでございます。10年前に教育界の5年先、10年先を見通して鋭意努力を積み重ねて立案してまいりました計画が、数年で時代の変化に飲み込まれてしまうわけであります。

この教育振興基本計画は、ここに書かれております内容につきましては、町長部局や議会、町民の皆様の御支援によりまして、内容の大部分が10年を待たずに、その計画や予定の年月の半ばで実現に至っております。

強いて申し上げれば、保育や教育活動の教育内容の理解や認識の結果については、時代の経過とともに後からついてくるものであります。今の段階で全てのものが評価に耐えられるものではありません。

しかし、子供の人格の陶冶は現在ではできていないが、将来には達成されるということは考えられないと思っております。現在の状況が安定していて、よく育っていなければ、これから先にさらによく育っていくという発想はいかなるものかと考えておるわけでございます。

教育の成果は、教職員の努力と資質、能力によるところが大であることは言うまでもありません。教職員が子供と向き合う姿勢や、教育に対する使命感や資質、能力の錬磨にあると考えられますが、それらへの研修制度のさらなる強化が求められるわけであります。

教育委員会事務局に教育指導室を設け、教育の専門家を配置していただいております。嘱託の専門職員が多いわけではありますが、先を見越した計画的な改善ができればと考えております。

次に、生涯学習社会における公民館活動であります。地域社会の皆様は活動の場として機能しているわけではありますが、地域社会の皆さんの手にもっともお任せできることがあるのではないかと考えてきました。地域の皆さんによって地域、地域の特色を持った経営や運営がなされ、自立した地域の盛り上がりを大切にしていくことによって、地域に根づいた特色を持った文化活動が形成されていくのではないかと考えております。このことにつきましては、もっと時間が必要であります。専門家からのアドバイスや先進地の実践を学習しながら、地域のコンセンサスを得ながら進めていきたいと考えております。教育委員会内部でも研修を深め、具体的に何ができるのか考えてまいりたいと考えております。

教育内容の成果についての適格な評価と自立した地域活動のあり方については、残された課題であると認識いたしております。以上でございます。

○田岡秀俊議長 再質問、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 人づくりはそれを担う指導者、先生方の資質の向上、人づくりは指導する人の育成からだ、そんなふうにおっしゃいましたですね。人に手配し、人に対して手を打つと、それを根幹に添えた教育長の御答弁かと思えます。

生涯学習の拠点である公民館、私どもの町は七つが非常に立派にいろんな活動をやって

持ち味を発揮してるとは思いますけれども、地域の自立した運営に期待を求めるとありましたが、私はやはり専門職がいて、情報提供し、みんなが相談する場を設ける、専門性を持った館長や公民館主事、社会教育主事というやっぱり専門職と地元の担い手との相互提携で結果が出るのではないかなと思います。そうしたところは、今後、手を打っていただきたい、そんなふう思うわけであります。

続いては、文科省や県教委の施策方針により新たに手がけるべき焦点テーマは何かと。はっきりしているのは、教育課程の改訂があつてそれに応えると。何といつても、人類の普遍の地は児童生徒の義務教育課程で伝えられるわけで、義務教育課程をきっちりやっていたら、世界中誰とでもコミュニケーションを図れますよね。それが機能したからこそ、明治維新後、近代国家として米英を相手に戦艦大和をつくり、ゼロ戦をつくり、空母赤城をつくるだけの科学技術を持ち、その戦争に使ったノウハウが戦後の最も洗練された工業社会をつくった。教育に明治政府が力を注いだからこそ、そして、戦後の教育基本法がそれをまた継承したのではないかと思います。

現下の政府や県の方針に沿って新たに手がけるべき焦点テーマを問いたいと存じます。

○田岡秀俊議長 教育長、三原一夫君。

○三原教育長 竹林議員の再質問にお答えしたいと思います。

時代の潮流や文部科学省の新しい施策や方針などにより、まんのう町教育振興基本計画を修正したりすることがあるのか。また、その新たな観点は何かを問うということであります。

先ほど申し上げましたように、教育振興基本計画は、文部科学省の指導もありまして、10年先を見越して設定されることになっております。しかし、最近の時代の潮流は激しいものがあります。5年先、10年先を正確に見定めることは至難のわざというよりも、不可能に近いわけであります。

そこで、3年前、まんのう町教育委員会におきまして、10年前に策定したこの計画の趣旨を逸脱しない範囲で内容に修正を加え、町長さんが議長をされております総合教育会議に上程をさせていただきまして、その計画を了解いただいたものがあります。この計画につきましては、次期教育振興基本計画策定までのつなぎとして考えていただいて結構だと考えております。

その新たな観点は何かというお尋ねでございましたので、要点を御説明申し上げたいと思います。

まず、基本に考えましたことは、「自立に向かって、協働、創造する教育立町」という考え方であります。教育で立つ町とは、人づくりこそが個人の幸福の実現と国家、社会の発展の礎であり、我が国の将来の発展の原動力たり得るものは、人づくり、すなわち教育をおいてほかにはないと考えております。「教育で立つ町まんのう」とは、町全体で子供を育て、人間づくりに力を入れ、教育によって成り立っている町を指すものであります。地域みんなで子供を大切に育て、将来の日本を見据えた人づくりを目指していく思想を高く

掲げた町、そういう基本概念を設定いたしております。

その基本概念に基づきまして、次期教育振興基本計画のつなぎとしてロードマップや主要施策について提案してきたものがあります。現在、この計画によって教育行政を進めているわけであります。

主要施策の概要について、次の１０項目を提示しております。

１点目は、就学前教育の整備充実であります。２点目は、学習支援教育の整備充実、３点目は、次期学習指導要領に向けた内容と方法、環境の整備充実、４点目は、時代に対応した教育委員会の組織強化、５点目は、実動体験学習の推進、強化、６点目は、学校を核としてＰＴＡ、地域と連携した防災対策、７点目は、子ども未来夢基金の計画的な運用による情操教育と体力づくりの推進、８点目は、英語教育の強化による国際化教育の重視、９点目は、次世代を見通した公民館活動の研究推進、１０点目は、将来を見通した教育委員会事務局における専門職職員の登用計画、以上でございます。

１０年前に策定した教育計画に、今、申しあげました１０の内容項目を設定して進めておるわけであります。これらのことをさらに次期教育計画につなげていければありがたいと思っているわけでございます。竹林議員への回答とさせていただきます。

○田岡秀俊議長 再質問、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 １０カ年の計画でありますけれども、時代が早く動けば、６年目で、７年目で改定し直すこともあっていいんじゃないかと。１０年を想定してやるということであるけれども、期間にはこだわらなくて、それはあくまでもテクニックの問題だと、そんなふうに私は思います。

そうした判断は事務方をお願いしたいですけれども、やっぱりすばらしいのは、国と県の仕組みに上乗せして、町単独で小学校５、６、中学校２、３年生に少人数学級編成したことですね。絶対学力上がると思う。先生の目がきく。これに教育長の熱意を認めた町長以下、執行部の皆さんに心よりお礼申し上げたい。

少人数編成の学校をつくり上げている我が町のよさをもっと周辺市町に伝えて、我が町への転入を促さねばならん。教育を人口確保策に使うとは本末転倒だ、そういう声もあるでしょう。しかし、実際、住民たちはいかに住みやすいか、いかに自分の子弟を成長させることができるか、それでうちを建てる場所を選んでくれるんじゃないかなと、そんなに思うわけであります。

続きまして、教育委員会が、教育長が、本町が目指す児童と生徒像、どんな子供に育てたいのか、そして生涯学習が浸透して、どのような地域社会をつくり上げるのか、この目指すところをお伺いしたいと思います。

○田岡秀俊議長 教育長、三原一夫君。

○三原教育長 竹林議員議員の再質問にお答えいたします。

まんのう町の教育が目指す児童像、生徒像、地域社会像を問うということでもありますから、現在の時点から、今後、５年先、１０年先を見通したものをお尋ねのことと思います。

大変難しいお尋ねでありますから、次期教育振興基本計画を策定する過程の中で検討される内容であろうかと思われます。的を射た的確な回答はできないかもしれないわけですが、今、念頭にあります考え方について御説明を申し上げ、御理解を賜りたいと思います。

今後は、今まで以上にグローバル化、情報化、技術革新が急速に進む社会を目前にしているわけであります。10年後の2030年ごろには、子供たちが将来つくことになる職業につきましても、技術革新等の影響により、より大きく変化することになると予測されております。

また、子供たちの65%は、将来、今は存在しない職業につくとの予測や、今後、10年、20年程度で半数近くの仕事が自動化され、AIに仕事を奪われる時代になるとの予測もされております。

こういった状況下におきまして、教育内容や方法の方向性を明確にして教育を進めることが求められていることは言をまたないわけであります。どのような教育目標や指導体制を整えていけばいいのか、学校教育や生涯学習社会のあり方について、何を目当てにして教育行政を進めていけばいいのか、つまり究極的には、まんのう町の教育が目指す児童像、生徒像、地域社会像が問われていることになるわけであります。

いつの時代にあっても忘れてはならない不易なことは、自立した人間として主体的に判断し、多様な人々と協働しながら新たな価値を創造する人材を育成していくことであるということです。このことを子供像、生徒像として具体化していけば間違いないと考えておるわけであります。

今までもまんのう町教育委員会の学校指導の指針におきまして、自立への教育について指導してまいったところでありますが、今後、先ほど申し上げました内容につきまして、自立、協働、創造といった視点で、その具体化を目指して研究を進めてまいりたいと考えております。

また、地域社会のあり方について、次のような教育の町まんのう像をイメージしております。散文で表現しますと、水と緑がはえるふるさとまんのうは、人のつながりと人情に厚く、元気あふれる町であり、安心して住んで子育て環境の整った町を目指していきたい。爽やかな挨拶が飛び交い、温かな気配りの充満した町まんのうに、子供を心底から大切にする気風があり、まんのう町のこども園や学校に学んでたくましく子供が育っていく町、そんな子供や大人のいる町、教育で立つ町、みんなでつくっていききたい、このような生涯学習社会になればと考えておる次第でございます。以上でございます。

○田岡秀俊議長 再質問、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 まことにそのように、我々議会も自立した議会、自主的な判断のできる、国が言うから、県がこういうからじゃない、判断のできる議会になりたいですね。そして、多様なところと提携する議会になりたいですね。そして、新たな政策を見出す、研究し、創出する議会になればと。教育長のただいまの方針に沿うように我々も努力せ

ないかなと、そんなに思うわけであります。

私が一つ盛り込んでいただきたいのは、郷土を担うということであります。昭和30年代の全国公民館の歌には、郷土をつくる、郷土を建設する、郷土の担い手が我らだと言っております。

教育基本法は、第2条の第5項に、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに他国を尊重し、国際社会の平和と発展云々と書いてます。

我が教育振興基本計画にも、伝統文化に関する教育の推進とは現行教育にうたわれておりますけれども、我々がまんのう町を担うんだと、この地域社会の誇りを涵養し、この地域社会に生きる喜びを持つ人間を育つ郷土愛というか、郷土に生きる人という視点をぜひとも新たな教育に盛り込んでいただきたい。

それからもう一つは、国際化、国際化と言ってたんですけども、割と文科省も香川県も本町も国際化という言葉は使ってませんね、英語をやるとは言ってるけども。そうなんです。本物のまんのうの人、本物の日本人をつくったら、世界中どこでも行けるんですね。英語なんか下手でもいい。身ぶり手ぶりで目を見合わせれば通じ合えますよ。これは答弁結構です。

教育長さんがますます生き生き健康で、教育行政を牽引されることを御期待申し上げて、次の質問に移りたいと思います。

○田岡秀俊議長 以上で、1番目の質問を終わります。

続いて、2番目の質問を許可いたします。

竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 私のかつての現職最後は福祉保険課長だったんで、後輩たちに直接聞くわけで、いささかちょっと面映ゆい面や気おくれする面もあるんですけども、介護保険の世界において、地域包括ケアということが言われております。なかなかよくわからない。この理念と手法を介護保険制度に照らして御説明を願いたい。

その中で、中核的な役割を果たすのが地域包括支援センターなんだろうと思うんですけども、地域包括支援センターがどのような権能を有し、どのような義務を担い、どのような内容を審議しておるのか、それを御答弁願ったらと思います。町長の答弁を願います。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員の御質問にお答えいたします。

まず介護保険制度が示す地域包括ケアシステムについて御説明申し上げます。

これは、高齢者の方が住みなれた地域で自分らしい暮らしができる限り継続できるようにするために、自助努力を基本にしながら、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供されるシステムを構築するものでございます。団塊の世代が75歳以上となり、医療や介護の需要がさらに増加すると見込まれます平成36年（2025年）をめどに整備するものでございます。

まんのう町では、第5期介護保険事業計画の基本目標に地域包括ケアの実現を掲げて、

平成24年度から取り組んでおります。

次に、地域包括支援センターが果たす役割につきましてお答えいたします。

地域包括支援センターは総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務及び指定介護予防支援を主に行っております。

また、地域ケア会議を開催し、多職種が協力して個別ケースの内容を支援し、これらを積み重ねることにより課題分析を行い、地域に共通した課題を浮き彫りにする機能を担っています。

このように地域包括ケアシステムを整備し、また、推進していくためには、地域包括支援センターは基幹的かつ重要な業務を担っていると考えております。

以上、竹林議員の質問への答弁とさせていただきます。

○田岡秀俊議長 再質問、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 そうですね。介護保険の制度においては、地域包括支援センターが開く地域ケア会議がその内容を話し合うところですね。これが本当に機能しているのか、ここがどのような内容を話し合って、どのような実績を上げてきたのか、どんなメンバーで構成されているのか、直近3年間の審議内容を聞きたいと思います。御答弁願います。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員の再質問にお答えいたします。

本町の地域包括支援センター運営協議会が何をしているのか、その構成メンバーと審議内容の直近3年間の実績と課題を問うということでございます。

まず、地域包括支援センター運営協議会の構成メンバーにつきましては、保健、福祉、医療に関する機関、団体及び地域の代表で構成いたしております。

次に、審議内容につきましては、平成18年施行のまんのう町地域包括支援センター運営協議会設置要綱に基づき行っておりますが、おおむね次のような審議を行っております。地域包括支援センターが行う介護予防支援の委託事業所との契約、介護予防事業、介護予防事業計画の審議、認知症に関する事業報告などを行っております。

なお、詳細につきましては、一覧表にしてフォルダーに入れておりますので、ごらんいただければと思います。

今後につきましては、介護予防支援などの業務をどのように実施していくか、また、ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者が増加傾向にある中で権利擁護事業の進め方、また、高齢者虐待への対応などが現在及び将来の課題となっております。運営協議会に報告、課題解消に向けての審議をお願いいたしております。

以上、竹林議員の再質問への答弁とさせていただきます。

○田岡秀俊議長 再質問、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 地域ケア会議が本当に機能すればいいわけです。介護保険料をどうやって安くするかというのは非常に大事なことですよね。そのためには施設介護よりも居宅支援、通所介護に重きを置いたプランにするような方向性を出すとか、地域包括支援セ

ンターで話し合われたケアプランの立て方の方向性とか、こっちのほうに行くんだという内容を、それがどう論議されて、どうなっているのか、この御答弁を願えたらと思います。

○田岡秀俊議長 答弁、福祉保険課長、佐喜正司君。

○佐喜福祉保険課長 竹林議員さんのケアプランの立て方についてということについてお答えいたします。

ケアプランにつきましては、小さいことになりますけれども、長期の目標、短期の目標、これらを総合的に考えてつくってまいります。したがって、それぞれがそれぞれ個人に合ったケアプランをつくっていくことになっております。

ケアプランの基本になることは、高齢者の方の自立、それと新しいケアプランの考え方の中に尊厳という言葉が入ってきております。従来の介護保険の理念、いわゆる自立だけでは、今後の介護保険のケアプランにつきましては充足できないので、新たに尊厳という言葉を設定しております。私どもの地域包括支援センターの主任ケアマネジャーが、そういったことにつきまして町内のケアプラン事業所に、逐次、情報を共有しているところでございます。以上、答弁とさせていただきます。

○田岡秀俊議長 再質問、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 次いで、介護事業所や社会福祉施設、特養とか介護つき高齢者住宅とかに求めている運営視点、地域包括支援センターがこのようなことを重点的にやってくれ、こういうことは避けてくれとかやってるんじゃないかなと思うんですけれども、その指導行政というか、介護保険計画を達成するためにどのような政策誘導に動いているのか、それを次いで答弁を求めます。

○田岡秀俊議長 答弁、福祉保険課長、佐喜正司君。

○佐喜福祉保険課長 竹林議員さんの質問にお答えいたします。

介護保険事業所やそういった類いの同施設に求めている運営視点を問うということにお答えいたします。

まず、介護サービスを提供する事業所や施設には、利用者の自立支援及び尊厳の保持を念頭に置いてサービスを提供することをお願いしております。

介護給付等対象サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図ることをあわせてお願いしております。

これらのことを具現化したものに、各種介護保険サービスの運営基準が定められております。町としてはと申しますか、保険者といたしましては、これらを滞りなく遵守していただくことを求めています。

これら運営基準以上のサービスが提供が行われていることの確認のため、保険者としてと申しますか、まんのう町といたしましては、定期的な事業所への実地指導を行っております。

また、居宅サービスの入り口になりますケアプラン点検につきまして、介護給付費適正化のもと計画的に目的を定め、実施する予定としております。

今後につきましては、利用者の皆様への質の高い介護サービスが提供できるよう、実地指導ができる技術及びケアプランを見る技術をより向上させていきたいと考えてございます。

以上、竹林議員への答弁とさせていただきます。

○田岡秀俊議長 再質問、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 ケアプランチェックはこれから行うということでもありますね。社会福祉施設や事業所にとっては、手厚い、分厚いプランのほうが実入りは大きいんですよね。しかし、必要でないほど手厚いものになると、保険料を上げないかんということですね。この適正化は専門家に任せないかんわけですけども、町の職員たちがそういうところに方針を出し、指導、監督し、視察に現地に立ち入ってるということでもありますけれども、そこでの確に発言できるかどうか、その専門性の涵養をする努力、どうやって指導し、牽引する力量を養おうとするのか、その手だてをお伺いします。

○田岡秀俊議長 答弁、福祉保険課長、佐喜正司君。

○佐喜福祉保険課長 一例を挙げますと、介護支援事業所、いわゆるケアプランを立てる事業所につきましてはの実地指導及び指導監査の権限につきましては、本年4月より保険者、まんのう町のほうに移譲されてございます。我々はケアプランの立て方及び実地指導の仕方につきまして、東京へ行って研修をしてまいりました。その中では、例えば名古屋市、それから川崎市だったと思いますが、非常に進んでおる団体の講義を聞きました。

名古屋市におきましては、非常に実例をもとにして、こういったことで介護事業所の取り消しをしましたとか、そういった示唆に富んだ講義を受けてまいりましたので、まんのう町で介護事業所を取り消すということにつきましては非常に抵抗はございますが、その中では、やっぱり運営基準に照らし合わせて、それを遵守していただくということを旗印に、今後とも進めてまいりたいと思います。

香川県が実施するさまざまな研修及び国の実施する研修にも積極的に参加して、そのスキルを磨いていこうというふうに考えてございます。

以上、再質問の答弁にさせていただきます。

○田岡秀俊議長 再質問、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 川崎市とか先進地の事例に接しておるということでもあります。どうか視察に行く費用を惜しまずに、専門職たちが実際に見聞すると、このようなところで、このような人たちが、こうやってやりよるんやというのを見てくるのが大事だと思います。

尽誠学園と帝京高校が甲子園でやったときのキャッチャーが、栃木県で有名な介護保険事業の運用者として厚労省へ出入りしてますね。ああいう人の話を聞いていただきたいですね。

それから、課長の答弁の中に、介護事業所の取り消しとかなんとかありましたが、地域包括支援センターは介護事業所を指定事業所に認める、取り消すと、指導監督権限がある

わけです。課長の話にありましたように、うかうか取り消したりすべきものではない。しかし、その権限があることをいかに穏当に行使するのか。地方分権を名目に、国、県の権限が市町村におりてきた。しかし、我々がそれを担うだけの見識と力量を持っておるだろうか。私は不幸にして障害者福祉裁判で訴えられたことがあります。これはやっぱり我々がノウハウを持たずに権限移譲された、それを継承する力が我々になかったんだということが遠因にあるだろうと思っております。どうか、こうした力を養うために、職員の研修あるいは施設勤務経験した人を嘱託で雇う、蓄積した何十年分のノウハウを一挙にいただけるんですから、そうした手法も視界に入れて検討していただきたいと思います。

続いて、医療と介護の連携とか言われております。理念はすばらしいんですが、実際、難しいんじゃないかと思えます。これをどのように求めているのか、町長の答弁を求めます。どのようにしようとしておるのかです。難しくて方法がないという言い方もあるんだろうと思います。

○田岡秀俊議長 答弁、福祉保険課長、佐喜正司君。

○佐喜福祉保険課長 竹林議員の医療と介護の連携の現状についてお答えいたします。

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住みなれた地域で自分らしい暮らしを続けることができるように、地域における医療、介護の関係機関が連携して、包括的な在宅医療、介護を提供することが重要となってきております。

このため、関係機関が連携し、多職種協働により在宅医療、介護を一体的に提供できる体制を整えることは急務となっております。

まんのう町では琴平町と協力いたしまして、仲多度南部在宅医療・介護連携推進研修会を設置し、医療と介護の連携に取り組んでございます。本年7月には、医療と介護の連携推進研修会を医師、歯科医師、薬剤師、ヘルパー、ケアマネ、理学療法士など、各種各事業所から69名の参加をいただき、開催をいたしました。

今後につきましては、このような研修会を定期的を開催し、医療と介護の連携の進化を図ってまいります。

なお、医療と介護の連携の一環といたしまして、日常的な医学管理やみとり、ターミナルの機能と生活機能としての機能を備えた新しい介護保険施設、介護医療院も平成30年度から創設されております。

以上、竹林議員への答弁とさせていただきます。

○田岡秀俊議長 再質問、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 私の父親は病院の療養病棟で、後期高齢者医療と介護保険会計と両方でお世話になってます。どの部分が介護保険で支払いよって、どの部分が後期高齢者で払いよるんか、私もようわからんのですけれども、その療養病棟のところではそうなっているようですね。

町においても、琴平と連携して一緒に研究する体制を整えておるということで、まことに的を射た先行した取り組みと敬服申し上げます。

ただ、課長さんところの町政報告や成果報告は、そうやって調査研究していることとか一切載ってない。介護保険のお金が出ただけしかない。そういったソフトウェア、活動の中身、それをどうか町政報告や成果報告に出していただきたい。それは立派な実績であって、全職員が仕事をしていることが、町政報告や年次成果報告書に載るように書いていただけないかということでもあります。立派なことをやっとするんですから、よろしくお願いします。

医療と介護の連携もいいですけども、本町においては、健康増進課が長尾にあると。社会福祉協議会は仲南支所にあると。そして福祉保険課はここにあると。協働ということになりますと、社会福祉関係団体との連携とかも大事です。手を携えるために、このように分かれてていいのか。これに対する手だて、弊害をどのように克服するのか、町長の答弁を求めます。

○田岡秀俊議長 答弁、福祉保険課長、佐喜正司君。

○佐喜福祉保険課長 竹林議員の健康増進課、福祉保険課が離れている弊害をどのように克服していくかの質問についてお答えいたします。

健康増進課がかりん健康センターに移転しまして8年目を迎えました。そのことが住民にもほぼ定着したように感じてございます。

また、行政組織として健康増進課と福祉保険課が物理的に離れていることにつきまして、市内LAN、いわゆるパソコンとかそういったIT技術を利用するなどして、円滑な事務処理が図れていると思っております。

なお、かりん健康センターにつきましては、集いの広場ひまわりを開設し、事業を開始しております。より一層の住民サービスの向上を図ってまいりたいと考えております。今後も、住民の皆様の御理解と御協力をお願いしたいと思っております。

以上、竹林議員への答弁とさせていただきます。

○田岡秀俊議長 再質問、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 なぜこの本会議があるか。課長全部寄ってる、議員全部寄ってる、そこで私の質問をみんなが質疑している。情報共有するから動くんであって、コンピュータでネットでつながって事実だけ伝わったぐらいで連携がうまくいくとは私は思えない。児童虐待のときに対応する保健師が、私が福祉保険課長のときにはいなかった。健康増進課にいた。身近にいれば、どういうことをやっているかわかるし、情報共有できます。保健師たちは、合併してから人事異動行われていない。これだけ勉強しとるのに、介護のことしかしやらん保健師がおり、住民健診も健康体操もできる保健師の広範な能力を育成せないかん。非常に可能性に満ちた潜在能力の高い意欲に満ちた専門職たちです。これに法令運用と資金調達、予算編成の腕を身につけさせれば、女の課長、女性課長が誕生できますね。

私が視察に行ったら、課長さん、よう知つとるな、すばらしい、わし恥ずかしいわいうたら、私、保健師やったんいう課長さんによろしき出会う。立派なんですよ。専門職と一般

行政職が混然一体となり、その両方が、両輪があいまったときに、すばらしい健康増進と介護、福祉の町ができるのではないかと思います。

町長さん、うち金あるで。実質公債費比率は合併したときの半分以下じゃ。昭和33年から、私、財政見よる。一番金持つとって、一番借金払いが低い。合併特例債がなしになったら過疎債がある。償還年限が短いのが、これはいいです。職員が一体になれる公共インフラはできませんかね。一遍に答えは無理です。町長、今の時点での答弁を求めます。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員の再々質問にお答えいたします。

竹林議員御指摘のとおり、福祉保険課、また健康増進室、社会福祉協議会、この三つがあるわけでありましたが、今から、いずれにいたしましても、福祉と医療、非常に重要な課題になってこようと思います。やはり理想的には三つが一緒になっておるのが理想だと思っておりますので、今後、総合福祉センター的なものを十分検討していきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 2番目の質問を終わります。

続いて、3番目の質問を許可いたします。

竹林議員。

○竹林昌秀議員 町長さん、やっぱり議会は次の展望を切り開く切り口を見つけるのが議会ですね。起きたトラブルシュートや、そんなのはやりとうないな。せないかんときはするけどね。

それでは、今年度、皆さん、台風が来て、水害対策本部詰めで大変だったですね。この夏、どうやったんか、ちょっと先ほど町長から説明ありましたけれども、何が問題なのか、直面している課題を、今、お気づきのところを御答弁願いたい。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員の御質問は、本年度の災害対応の経過を問い、直面している課題は何かということでございます。

本年、6月28日以降停滞していた梅雨前線に6月29日に発生した台風第7号の影響により、西日本を中心に広い範囲で記録的な大雨となった「平成30年7月豪雨災害」が起きました。

6月28日から7月8日にかけての総雨量は、多いところでは四国地方で1,800ミリ、東海地方で1,200ミリを超えるなど、かつて経験したことのない大雨により全国各地で甚大な被害が発生いたしました。幸いにもまんのう町では人的被害はなかったものの、町内各地で物的被害が発生いたしました。

本件を受けての課題といたしまして、他府県での例を見ましても、これまで以上に気象情報や災害予兆に注視して、段階的に、また、早期に避難に関する情報を住民に発信することと、住民の防災意識の高揚のために啓発が重要であると考えております。

今後も、住民が安心して安全に避難できる体制づくりのために防災マニュアル等の見直

し、再確認、また、国、県、気象台等関係機関とのさらなる連携強化を行い、住民への防災意識の啓発に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 再質問、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 そうした観点でやっていただきたらと思います。

災害対策基本法の第5条は、市町村の責務というのがありますね。これをもう一度読み直して、関係者が、これせないかんのやと確認をしていただきたらと思います。

それから、復興行政は、我々の町、そんなに経験してないですけども、やっぱり農林漁業施設の復興事業や公共土木施設災害、所管課は財務局と所管省庁の人を案内して、これから山を歩いたり方々行くんですかね。まことに御苦労さまです。

復興法制は、随分、東日本震災で改正されました。いろんな規制の細かいところを柔軟にやるようになってますから、皆さん、一から検討していただきたらと思います。

次いで、防災に対するために、学校や病院、福祉施設、その他、人が集まるところとの協議をどんなにしてるんか、連携をどのように考えているのかお伺いします。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員の再質問、防災に対処するために、学校、病院、福祉施設やその他事業所との協議の現状を問い、提携に向けての焦点課題を問うものでございます。

現在、災害時においてまんのう町と協定を締結している主なものとして、応急対策に関する協定を町内建設業の3団体と、医療救護活動に関する協定を仲多度南部医師会まんのう町支部、仲多度歯科医師会、善通寺市仲多度郡薬剤師会、仲多度南部消防組合消防本部と、また、一時避難場所の使用に関する協定を正木鉄工所、村上重機と、そして社会福祉施設と町の対応（福祉避難所）に関する協定を医療法人社団前田整形外科外科医院、社会福祉法人正友会、社会福祉法人優真会、医療法人社団林泉会の4法人6施設（フラワーガーデンまんのう、満濃荘、仲南荘、やすらぎ荘、かりんの郷、グリーンヒル満濃）とそれぞれ締結しております。

これらの協定に基づき、災害時における相互連絡体制と情報の発信、情報の共有が必要で、日常的な連携に努めたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 再質問、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 随分、多方面と提携が成り立っているようで、非常に心強いです。私も長く役場にいましたが、そこまで手結んでるとは知りませんでした。

続いて、異常高温です。エアコンつけてない年寄りがおる。私も現職のときに、暑過ぎて亡くなったんじゃないかというところへ行って、民生委員さんと一緒に、葬式も、一族おらんからあげてあげて、お骨を預かったりしたこともあります。異常高温対策、これを民生委員とか社会福祉協議会とか福祉委員とか自治会とか、そういうところと一緒に対策講ずる必要がありはしないのかどうか、現時点でのお考えを御答弁願います。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員の、異常高温を災害として町全体で対応策を講じる考えはある

のかとの御質問でございます。

異常高温を災害として町全体で対応策を講じるとの御質問でございますが、日本だけに限らず、地球温暖化に起因して異常気象が発生しており、全国各地で異常高温での熱中症により亡くなられた方の情報が報道され、まんのう町でも熱中症により亡くなられた方のことを聞いております。

対応といたしましては非常に難しいところではありますが、そういった状況を少しでも減らせるように、関係機関と連携を図りながら、熱中症予防について啓発活動を行ってまいりたいと考えております。

また、地球温暖化対策としましては、まんのう町ではまんのう町地球温暖化対策実行計画を策定して、継続的に温室効果ガスの削減に取り組んでおるところでございます。

また、本年度はCOOL CHOICE宣言をいたしまして、町民一丸となって省エネ・低炭素社会の実現に向けて推進していけるよう、広く広報活動を行ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 再質問、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 難しいですけど、見守り、声かけ路線で、社会福祉協議会の命見守りほっと安心なんかと手を結んでいただけたらと思います。

次いで、自衛官の幹部OBを防災アドバイザーとして、本町、配置してございます。この方がどのような役割を果たされたのか、水防本部、随分、開かれましたので、そうした実績報告を求めたいと思います。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員の再々々質問についてお答えをいたします。

自衛官の幹部OBを防災アドバイザーとして配置しての活動状況の報告を求めるものでございます。水防本部ではどのようなであったのかの御質問でございますが、平成29年6月から総務課に自衛官OBを防災アドバイザーとして配置し、まんのう町で発生、また発生が予想される地震、風水害などの災害に対し、住民に対する啓発活動、各種マニュアル等の作成・見直し、防災士連絡協議会活動などの推進を図っているところでございます。

今般の平成30年7月豪雨におきましては、水防本部の要員として、水防本部の設置・運営にかかわり、气象台等からの気象情報の継続的収集、消防本部、各地区消防団の活動状況の把握、土砂崩れなど発生した被害状況の把握と処置・対策の取りまとめ、避難勧告等に伴う避難所の開設準備等の業務を実施いたされております。

また、今般の豪雨対応におきましては、多くの人員や器材等を投入する人的被害や物的被害はなかったものの、平素の恒常業務とは異なる水防本部の運営要領、職員の運用、勤務態度などについては検討、改善すべき点がございました。

今後、見直しを予定しております地域防災計画や職員初動マニュアルなどに防災アドバイザーを有効に活用し、実効性ある防災対応能力の向上に努めてまいりたいと考えております。

さらに、本年各地で発生いたしております各種災害の特性、災害対応などの教訓、被災地、被災者の実態などを取りまとめ、防災講話等の啓発活動を通じて住民の防災意識の高揚に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 再質問、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 同アドバイザーは伊丹の中部方面の大きな組織で、作戦計画取りまとめの責任者だったと聞いてます。それから14旅団が東北へ行ったときの人の編成をやった師団司令部総務課長だったと聞いてます。組織運用のプロですから、この後、計画運用に力添えを願ったらいいんじゃないかなと思います。

それから、避難勧告や避難指示がたびたび出されますけれども、全町に出てくるんで、非常に難しいですね。どのような判断基準でやられているのか、現状をお伺いします。うちの町だけ見事にできる方法もなかなかないですね。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員の再々再々質問についてお答えいたします。

避難勧告や避難指示はどのような判断に基づくのかとの御質問でしたが、まんのう町では大雨・洪水等の水害と土砂災害について避難勧告等の判断基準定めております。避難勧告等は避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）と段階的に三つに分かれており、避難指示にいくほど人命にかかわる危険性が高い状況となっております。

水害につきましては、相当な豪雨により大雨警報（浸水害）及び洪水警報が発表され、土器川及び金倉川が避難準備や避難勧告それぞれの基準水位に達した場合や、破堤や堤防決壊、越水のおそれや状況が確認された場合など、気象予測や観測に加えて巡視等の情報を総合的に判断して発令いたしております。

土砂災害の場合についても、降った雨による土砂災害危険度の高まりを示す土壌雨量指数を基準に大雨警報（土砂災害）が発表された場合に、気象台の土砂災害警戒情報に基づく香川県の香川県砂防情報システムにおいて基準を超過した地区・集落に対して発令することとしており、土砂災害の前兆現象とされる地下水の濁りや斜面の湧水、亀裂や道路のクラックなどの発見・情報を含めて総合的に判断し、発令いたしております。

また、今般の平成30年7月豪雨における佐文地区でのため池決壊のおそれや岸上地区の金倉川堤防崩壊など、切迫した個別状況によっては、段階を踏まずに避難指示等を発令する等、臨機応変に柔軟な対応を行うよう、内閣府が策定しております避難勧告等に関するガイドラインに基づき対応いたしております。よろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 再質問、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 ガイドラインいうても難しいですね。市全体避難準備命令、準備や何や言われたって、どこ行くんやという感じもしますね。大抵は無駄になるから、皆、一つも動かん。

町長の報告の中にも、うちの町の大川には幾ら雨降った、樅の木峠はどれだけ降った、買田の永生病院の裏の水位がどうだ、満濃池のゆてがはけよるかどうか、長炭橋の水位は

どうか、一言も述べられんわけですから、これをつかまないかん。国、県の情報を手に入れるようにする手配が一つ、それからうちが独自の観測のテレビカメラや雨量計設置したらどうですか。そしたら細かくやれますね。その検討を求めます。

今回の水防本部なんかも、施設のやっとなる本部の場所がない。四国地方整備局の防災センターみたいな施設を置いて、いっちょやりませんか。情報通信やセンサーぐらいやったら大した金ではないです。町長のこれへの答弁を求めます。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員の質問にお答えいたします。

気象や危険箇所のリアルタイム情報をどのように入手するのかとの御質問でございますが、常日ごろから関係機関とは連携体制を構築しており、香川県の防災情報システムにより、気象台より発表された気象情報や土砂災害警戒情報については常にファクス、メールにより通知があり、土器川、金倉川の河川水位や野口ダムの放流についても、国、県の各事務所や管理事務所より、随時、ファクス、電話等により連絡を受け取る体制となっております。また、それ以外にもホットラインを構築し、連携体制を図っております。

水防本部設置時には気象情報や雨量、河川水位、土砂災害警戒情報などについて、インターネットでの専用システムを用いて、担当職員が24時間体制で情報の収集に当たっております。

その他町内の災害情報につきましては、全てを把握することは困難ではありますが、まんのう町消防団約400名の団員による昼夜を問わぬ警戒活動により情報収集や対応を行い、また、住民等からの情報に対して現地確認を行い、対応いたしております。

加えて、国土交通省の保有する河川、国道、その他災害時の情報をリアルタイムに映像等で受信するため、現在、準備を進めているところでございますので、よろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 再質問、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 生間は避難してくれ、岸の上は避難してくれというふうに出せたらいいんですね。それには小さな観測が要るんじゃないか。防災本部の施設をテレビ画面や数値つくりませんか。町長、答弁を求めます。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員さんの御質問にお答えいたします。

近年、我々が想定していないような災害が各地で多発いたしておりますので、十分今後の検討課題とさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 以上で、5番、竹林昌秀君の発言は終わりました。

ここで、議場の時計で午後3時10分まで休憩といたします。

休憩 午後 2時55分

再開 午後 3時10分

○田岡秀俊議長 それでは、休憩を戻して、会議を再開いたします。

引き続き、一般質問の通告がありますので、これを許可いたします。

1 番、鈴木崇容君、1 番目の質問を許可いたします。

○鈴木崇容議員 一番、鈴木崇容です。議長の許可をいただきましたので、通告に基づいて行います。

では、質問をさせていただきます。

小学校、中学校児童の安全対策について。

1 番、小学校、中学校の熱中症対策の現状について幾つかお聞きします。

まず、お手元にあるタブレットを開いていただきたいと思います。一般質問で、私の資料を開いていただけたらと思います。

そこに、一番最初のページに、7月の観測史上1位から10位の値、7月としての値というのがあります。上から7行目のところを見ていただきたいと思います。日最高気温の高いほうから、1位が1994年の7月15日の38.2度、2位が何とことしの2018年7月24日の37.7度となっています。

続きまして、次のページをめくっていただきたいと思います。そこには、2018年7月の高松のこし最高気温です。7月24日が37.7度、次のページをめくっていただきますと、8月5日が同じく37.7度、次のページをめくっていただきますと、これは1988年、30年前です。なぜ30年前かと申しますと、私の中学校のときが30年前なんで、今と比較してみました。そのときの最高気温は、7月11日で34.9度となっております。次のページをめくっていただきますと、8月でも同じく2日で34.9度となっております。このように、現在と30年前では2.8度も、約3度、現在のほうが最高気温で高いです。

そこで、お聞きします。こし災害とも言える異常気象について、よくこしの暑さを例えて災害と言える暑さであるとよく報道されています。また、まんのう町内でも熱中症を疑われる死亡例があったとの報道もありました。

そこで、お伺いします。小学校、中学校の体育の授業や部活動の実施に当たって、外気温が何度になれば中止にするとか、このような場合には30分ごとに休憩するとか、指導者による強制給水タイム制などのマニュアルなり指導要領があるのかどうかお伺いします。

また、ない場合は、新たに策定するお考えがあるかどうかお伺いします。

○田岡秀俊議長 答弁、教育長、三原一夫君。

○三原教育長 鈴木議員の質問にお答えしたいと思います。

こしの夏は異常に暑い日が続き、まんのう町でも、6月11日に最高気温が32度の真夏日になってからは、軒並み30度を超える日となりました。その中でも、7月18日からの1週間と、8月5日からの1週間は35度を超える猛暑日となり、とりわけ、7月25日と8月8日には37度を記録しており、鈴木議員御指摘のとおり、気象庁でも、40度前後の暑さはこれまで経験したことのない命に危険があるような暑さとか、一つの災

害と認識しているといった表現を用いております。

学校におきまして、7月21日に満濃南小学校にて行われました仲多度郡・善通寺市小学校水泳記録会の開催に当たっては、開始時刻を繰り上げたり、開会式や閉会式を体育館内で行うなど、児童の熱中症などの事故防止に努めたところでございます。

夏休みには、児童に開放していた学校プールについても、7月26日の朝には水温が35度、プールサイドの温度も39度にもなったため、26日と27日の2日間は児童への開放を中止いたしました。プールの水温が高温になっての水泳の禁止は、これまで実施したという報告はございません。

さて、体育の授業や部活動に当たって、気温などの条件による中止などを決定するマニュアルがあるかとのお尋ねでございます。

町内の小中学校において、運動場での授業や部活動に際して、気温が何度以上になれば中止するといったマニュアルがある学校はございません。しかしながら、県教育委員会を通じて文部科学省や厚生労働省からの熱中症事故防止に関する通知などにに基づき、気象庁が発表する高温注意情報を参考にしたり、熱中症指数計測器によって計測した熱中症危険度によって、管理職や養護教諭が判断しているところでございます。

また、屋外では帽子をかぶらせること、30分に1回は休憩し、水分を補給することを徹底し、塩分摂取のためのあめを食べさせたりもして熱中症を予防しております。

仲南こども園におきましては、9月29日に運動会を開催する予定にしておりましたが、まだまだ暑い日が続くことが予想されているため、10月下旬の開催に変更することも検討しており、町内のこども園、小中学校においては、子供が熱中症にならないよう、教職員全員で注意しておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

また、小中学校の運動会につきましては、全て春実施することにしております。

以上でございます。

○田岡秀俊議長 再質問、鈴木崇容君。

○鈴木崇容議員 ありがとうございます。私の子供も中学校の子供がいて、ことしの夏、熱中症で調子が悪くなりました。子供に聞いてみますと、搬送まではされないけれども、熱中症になり、やっぱり調子が悪くなったという子がたくさんいたそうです。気温の上昇とともに、高温のところで水分をとるタイミングをなくし、調子がおかしくなった子がたくさんいると聞いていますので、やはり、今、言いましたように、もう少し指導者、先生なりが気をつけてしっかりと、大切なお子さんを預かっている以上は、もう少しやってはいただけないかと思います。答弁をお願いします。

○田岡秀俊議長 答弁、教育長、三原一夫君。

○三原教育長 再質問にお答えしたいと思います。

学校現場におきまして、基本は子供の安全、これが基本でございます。それを省いては学校でお預かりしている意味はございませんので、そのことにつきましては、校長会を通して十分対応するようにお願いをいたしております。

それで、これ、教育委員会でマニュアルをつくるということもあるわけですが、一番子供に近いところで、ここには専門家であります養護教諭もおりますので、子供の一人一人の対応について十分精査をして、危険がないように、再度、指導してまいりたい、そういうふうに思っております。

○田岡秀俊議長 以上で、1 番目の質問を終わります。

続いて、2 番目の質問を許可いたします。

どうぞ。

○鈴木崇容議員 続きまして、2 番目の質問にさせていただきます。

小学校、中学校の施設運営について御質問いたします。

まんのう町では、小学校、中学校、全ての施設で冷房設備ができていると考えておりますが、この運用について少しだけお尋ねします。

冷房施設の運転について、マニュアルとかはありますのでしょうか。また、学校長などの裁量で運用されているのでしょうか、お尋ねします。

○田岡秀俊議長 教育長、三原一夫君。

○三原教育長 鈴木議員にお答えをしたいと思います。

小学校、中学校でのエアコンの運用についてのお尋ねでございます。

文部科学省は、本年4月1日に学校環境衛生基準の一部改正を行い、教室の望ましい温度の基準が10度以上30度以下から17度以上28度以下に改められました。本町の小中学校におきましては、琴南小学校でエアコンの運用マニュアルを備えてございますが、冷房に関しては、教室の温度が28度以上になった場合に入れ、設定温度を28度にし、できれば児童の登校時刻に合わせてエアコンを使用するという目安でございます。

マニュアルを備えていない小中学校におきましても、学校環境衛生基準にのっとり、28度以上になった場合にエアコンを稼働し、25度以上にはならないように運用しております。

ことしのような異常な暑さはヒートアイランド現象によるものが大きく、来年以降も続く予想されますので、今後におきましても、児童生徒が快適な環境での学習が可能となるよう、エアコンの運用を行ってまいりたいと考えております。

御理解を賜りたいと存じます。

○田岡秀俊議長 再質問、鈴木君。

○鈴木崇容議員 ありがとうございました。先ほどもおっしゃられたとおり、ことしのような危険とも言える異常気象の場合は、適正と思われる運用が、必ずしも適正であるとは言いがたい場合がありますので、見直すべきは見直し、児童の安全確保に十分な指導をしていただきたいと思います。安全なことはまんのう町にとって一番いいことですし、子供にとっても最高の教育につながると思いますので、よろしくお願いします。

○田岡秀俊議長 以上で、2 番目の質問を終わります。

続いて、3 番目の質問を許可いたします。

○鈴木崇容議員 三つ目の質問にさせていただきたいと思います。

高齢者と福祉と介護支援の将来見込みについてお聞きます。

6月のときも少しお聞きしました。住民の方の意見を再度聞いて回りますと、将来、高齢者となり、介護なりの支援を受けるようになってきた場合、高齢者の不安の声をたびたびよく聞きます。まんのう町の場合、高齢化率が県下でもかなり高い地域にあり、ひとり暮らしの高齢者の方、また、高齢者のみの世帯の多い現状があります。この人たちが実際に介護支援を受けるようになってきた場合、受け入れ施設は確保できているのか、また、在宅介護の支援を受けている場合の人材は充足しているのか、具体的な将来の見通しを教えてください。

まず1点目に、一つ聞きます。施設介護を希望した場合は、まんのう町内の介護施設の入所は可能ですか。また、可能な場合、すぐに入所できるのか、どれくらい待てば入所できるか。よく数年待ちなどの声を聞きますが、現実はどうのような現状なのでしょうか、教えてください。

2点目、在宅介護を希望する方が多いと、前回いただいた回答書のアンケートを読みました。しかし、高齢者のみの世帯で在宅介護を行う場合、まんのう町内で十分な支援が受けられるのでしょうか。具体的にどのような支援が受けられるか、御教示ください。

また、在宅介護を希望した場合、ホームヘルパー等の支援を行う人員は確保できているのか、常時、どれぐらいの人員がいるかお伺いします。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 鈴木議員の高齢者福祉と介護支援の将来見込みについての御質問にお答えいたします。

1点目の質問、介護保険の施設サービスを希望した場合、まんのう町内の施設の入所は可能かとの御質問にお答えいたします。

介護保険制度のもとでの施設サービスは四つの種類がございます。町内にはこの4種類の施設が全てございます。その四つの施設は、一つ目が介護老人福祉施設、これは特別養護老人ホームのことでございます。二つ目が介護老人保健施設、三つ目が介護療養型医療施設、四つ目が介護医療院でございます。それぞれの施設については入所要件がありますが、その要件を満たしていれば入所できます。

次に、施設の種類ごとの入所待ち期間につきましてお答えいたします。なお、この期間については、大きく変わることもあることを御承知いただきたいと思います。

介護老人福祉施設につきましては3年程度、介護老人保健施設につきましては2週間から3カ月、介護療養型医療施設、介護医療院につきましては不明でございます。

次に、2点目の御質問、在宅で受けられる介護サービス及びホームヘルパー等の支援を行う人員についてお答えいたします。

まず、在宅で受けられ介護サービスについてですが、介護サービスを利用するには、介護支援専門員のケアプランが必要であり、このケアプランの中に必要な介護サービスが位

置づけられております。現在、在宅介護サービスにつきましては、町内ではほとんどの介護サービスは利用できますが、認知症対応型通所介護など、一部利用が困難なサービスはございます。

次に、ホームヘルパー、いわゆる訪問介護についてお答えいたします。

まんのう町には介護訪問事業所が4カ所ございます。4カ所合計で常時雇用の方が11人、登録の方が31人となっております。なお、この数につきましては変動いたします。

以上、鈴木議員の1番目の質問の答弁とさせていただきます。

○田岡秀俊議長 再質問、鈴木崇容君。

○鈴木崇容議員 1の質問で、現在、十分な施設、在宅支援が行えないのであれば、現実的に、将来、かなりの高齢者の増加が見込まれる状況の中で、まんのう町としては在宅、施設、どちらに重点を置いた施策を計画していくべきだとお考えですか。町長のお考えをお聞かせください。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 鈴木議員の再質問、まんのう町では、今後、在宅サービス、施設サービスのどちらに重点を置いた施策を計画しているのかとの質問にお答えいたします。

介護保険制度では、3年間で1期とした介護保険事業計画を策定いたしております。現在は第7期の介護保険計画を実施いたしております。この計画の中で、施設サービスや居宅サービスの利用見込みを推計いたします。これは要支援・要介護者数の推計や介護サービスの給付実績をもとに、国のシステムにより推計するものでございます。したがって、介護保険事業計画は施設サービスと在宅サービスの見込み量を推計するものですので、どちらかに軸足を置いて計画を行うものではなく、均衡を図って策定いたしております。

しかし、高齢者の方が住みなれた地域で自分らしい暮らしができる限り継続できるようにするため、医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムを整備してまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 再質問、鈴木崇容君。

○鈴木崇容議員 ありがとうございます。やはり高齢者の方が、私がお会いしてよく聞くのは、こういうことを本当に知らないんです。ですから、こういうことをやはりもっともっと配信していくべきだと思いますので、その辺をまた考えてしてほしいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 以上で、1番、鈴木崇容君の発言は終わりました。

引き続き、一般質問の通告がありますので、これを許可いたします。

6番、川西米希子さん、1番目の質問を許可いたします。

○川西米希子議員 議長のお許しをいただきましたので、ただいまより、通告に従い、私の一般質問をさせていただきます。

まず初めに、昨日、台風21号が日本の各地に大きな被害をもたらしました。被害に遭われた皆様にお見舞いを申し上げます。

本日は、介護予防と防災についての質問をさせていただきます。

初めに、介護予防について質問をさせていただきます。

我が町の重要課題の一つは、超高齢化社会への備えです。国では人生100年時代を見据え、既に有識者による議論が始まっています。人生100年を元気に生き抜くためには、健康面で問題なく生活できる健康寿命と、仕事や地域活動に従事できる活動寿命をそれぞれできる限り延ばすことが必要です。健康寿命や活動寿命を延ばすためには、私たち一人一人が楽しみながら、自分の健康維持や地域活動、ボランティアに取り組めるさらなる施策の充実が必要だと考えます。

既に町や県でもさまざまな取り組みが実施されています。本町では65歳以上の閉じこもりがちな高齢者、要介護状態になるおそれのある在宅高齢者を対象として、いきいきふれあいサロン、生きがいデイサービスが実施をされています。そのほかにも介護予防教室、栄養相談、脳の健康教室、まんのういきいきクラブ、琴南地区未来会議が主催をする琴南いきいき運動塾等があることは承知をしています。

また、認知症の方やその御家族、地域住民、介護や福祉の専門家が集い、情報交換や相談、認知症の予防や症状の改善を目指して「まんまんカフェおよりさん」も開始をされています。

県では、本年5月から12月までを開催期間とする香川元気シニアスタンプラリー事業が行われています。また、県民のための香川健康ポイントマイチャレンジかがわが本年12月1日にスタートする予定であることも承知をしています。

これらの事業にさらに楽しみながら取り組める町の施策が加われば、自分の健康寿命、活動寿命を延ばすために積極的に取り組む住民がふえるのではないのでしょうか。まんのう町の未来を担う子供たちに対する健康への意識づけも必要だと思います。

お尋ねいたします。町の介護予防の考え方についてお聞かせください。

○田岡秀俊議長 答弁、町長、栗田隆義君。

○栗田町長 川西議員さんの御質問、まんのう町の介護予防の考え方についてお答えいたします。

介護予防は、要介護状態の発生をできるだけ防ぐ、また、おくらせること、そして要介護状態にあっても、その悪化をできる限り防ぐこと、さらには軽減を目指すことを目標といたしております。

介護保険制度から申し上げますと、介護予防・日常生活支援総合事業、また、予防給付に取り組んでいくことになると考えています。

この事業の実施を通じて、年齢や心身の状況等によって分け隔てすることなく、住民運営の通いの場を充実させ、人と人のつながりを通じて参加者や通いの場が継続的に拡大していくような介護予防事業を目指しております。

その一環として、現在、まんのういきいきラブを実施したり、閉じこもり等の何らかの支援を必要とする者を把握し、予防事業参加を呼びかけております。

以上、川西議員の１番目の御質問の答弁とさせていただきます。

○田岡秀俊議長 再質問、川西米希子さん。

○川西米希子議員 御答弁ありがとうございました。本町の介護予防は、要介護状態の発生をできる限り防ぐ、おくらせること、そして要介護状態にあっても、その悪化をできる限り防ぎ、さらには軽減を目指すという明確な目的のもとに行われていると改めて承知をいたしました。

御答弁を受けて、それでは２点質問をさせていただきます。

本町がこれまでに取り組んでこられた介護予防事業が介護保険給付費抑制にもたらした効果をどのように捉えられていますでしょうか。

２点目です。介護給付抑制のために、今後、どのような取り組みをお考えでしょうか。御答弁お願いいたします。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 川西議員さんの再質問にお答えいたします。

まんのう町がこれまでに取り組んできた介護予防事業が介護保険給付費の抑制にもたらした効果をどのように捉えられておるかという御質問でございます。

介護給付費は平成２０年から一度も前年を下回ることなく増加しております。平成１２年から２０年間は確かな資料を制作していないのでわかりませんが、同様の傾向を示しております。

要介護認定者の数も、平成２１年度は１，１３７人であったのが、平成３０年６月末では１，３３７人と、２００人、１７．６％の伸びがございました。

しかし、これらは国においても同様の傾向を示しており、介護給付費につきましては、平成１２年の介護保険制度発足時、３．６兆円であったものが、平成２７年には約３倍の１０．８兆円となっています。これは１６年間一度も前年を下回ることがございませんでした。このような傾向は、介護保険施設の充実、介護報酬単価の増加、利用者の増加などがございます。

そのような中で、国の平成２０年から２８年の伸びは６．９兆円から１０．４兆円と、３．５兆円、５１％の伸びとなっております。

一方、まんのう町では、１７億８，０００万円が２２億８，３５５万円、５億３５５万円、２８．５％の伸びとなっており、全国の水準からして伸びは低くなっております。このことは、今まで実施してきました介護予防事業が何らかの効果をもたらしたと考えておりまうので、よろしく願いいたしたいと思います。

○田岡秀俊議長 再質問、川西米希子さん。

○川西米希子議員 御答弁ありがとうございました。まんのう町の介護予防においては、何らかの効果をもたらしたと、このような御答弁をいただきましたが、これまでの介護予防では、新機能を改善することを目的とした機能回復訓練に重点が置かれていたために、介護予防で得られた活動的な状態を維持するための活動や社会参加を促す取り組みが必ず

しも十分ではないという課題がありました。これからの介護予防は、機能回復訓練などの取り組みにとどまらず、地域の中で生きがいと役割を持てるような取り組みが必要ではないでしょうか。

介護予防は、高齢者がみずから進んでボランティアや介護予防の活動に継続的に参加し、地域の人とのつながりを通してさらに活動が広がることが重要だと考えます。

香川県では、県在住で60歳以上の方を対象に、本年5月から12月を期間として、お友達を誘って地元の行事に参加をしてみませんか。介護予防教室、ボランティア活動などに出かけて、必要な数の判やサインを集めると、抽せんで300名の方に5万円の旅行券やオリーブ牛、おいで米、1万円の商品券などが当たりますとする「かがわ元気シニアスタンプラリー」事業が開催されています。スタンプカードつきチラシでどんどん出かけて健康寿命を目指しましょうと呼びかけています。香川県健康福祉部長寿社会対策課が香川県老人クラブ連合会に委託をして実施をされているものです。

スタンプラリーの対象となる行事は、市や町が実施するもののほか、地域で自主的に開催をしているもの、老人クラブ行事、地元の清掃や交通安全見守りなどのボランティア活動、高齢者スポーツ大会など各種スポーツ行事です。高齢者の方が既に参加をされている多くの事業、行事が対象となっています。

お尋ねいたします。香川県健康福祉部長寿対策課が香川県老人クラブに委託をして実施中の「かがわ元気シニアスタンプラリー」について、町との連携はどのようになっていますでしょうか。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 川西議員さんの再質問にお答えいたします。

「かがわ元気シニアスタンプラリー」の町の関係する事業との連携についてお答えします。

町が開催しております介護予防事業への参加者へは、確認印を押印するなどしております。また、スタンプラリーの用紙の配布を行うなどして事業の周知にもかかわっておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 再質問、川西米希子さん。

○川西米希子議員 御答弁ありがとうございます。まんのう町においても、既に楽しんで御参加をされている御高齢者の方もいらっしゃると思います。参加要件は60歳から79歳でスタンプ7個以上、80歳から89歳でスタンプ5個以上、90歳以上でスタンプ3個以上ですので、挑戦しやすいのではないのでしょうか。御高齢者の方のお元気を応援する事業ですので、町としても広報誌などでの広報も必要だと考えます。

香川県民のためのかがわ健康ポイント事業についてお尋ねいたします。

マイチャレンジかがわ、この事業はウォーキングや朝御飯を食べるなどの目標達成、健康診断の受診や社会参加などに健康ポイントが付与されます。健康ポイント達成者には、サービス協力店で特典を受けたり、抽せんで賞品が贈られる新しい健康行動実践事業です。

アプリ版と記録シート版があり、記録シート版は県広報誌とともに広く配布をされ、多くの県民の参加を予定しているということです。

事業実施主体は香川県健康福祉部健康福祉総務課、期間は平成30年12月1日から複数年、対象は小学生以上の香川県民です。市や町の保険者と協働で実施をする仕組みを立案し、県全体で健康づくりを後押しする環境づくりを推進するものとされています。

お尋ねいたします。12月に実施予定の香川県民のためのかがわ健康ポイント事業、マイチャレンジかがわとの連携についてはどのようにお考えでしょうか。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 川西議員さんの、12月に実施予定の香川県民のための「かがわ健康ポイント事業」マイチャレンジかがわとの連携について、町はどのように考えておるのかとの御質問にお答えいたします。

かがわ健康ポイント事業は香川県民が参加し、ウォーキングや人間ドックや学校や職場で実施される健康診断を行うこと、また、イベント、講座、献血、子ども会活動などの社会参加、また、禁煙をすることなどで健康ポイントをためていきます。

参加者がためたポイントの活用は、協力店での特典や抽せんなどにより賞品などを受け取ることができます。

このように健康ポイントというツールを活用し、若い世代や健康づくりに関心が薄い方への参加を促し、楽しみながら健康づくりが行える仕組みとなっております。

さて、本町における「かがわ健康ポイント事業」へのかかわりについての状況を説明いたします。

この事業は県民全体で取り組んでいくことになっていますが、医療費の逓減も目的の一つとなっております。国民健康保険の保険者努力支援制度に取り組み、国保財政への支援を確保いたしたいと考えております。

具体的には、参加者の受け付け、集計事務の協力、効果の検証及びサービス協力店舗の募集などを検討いたしておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 再質問、川西米希子さん。

○川西米希子議員 御答弁ありがとうございました。香川県でも一人一人の健康づくりと意識の熟成、主体的な健康行動の定着化を図るため、活動にポイントを付与する事業が始まっています。このような健康づくりを実践する県の取り組みに住民の方々が楽しんで参加することが大切だと思いますが、さらに高齢者の方々を介護予防の対象としてのみ捉えるのではなく、むしろ地域づくりの大切な担い手として御活躍をしていただけるような取り組みも必要だと考えます。まんのう町の独自の施策として、高齢者の方々の社会参加や地域貢献を促しつつ、活動に実績に応じてポイントを付与し、ためたポイントを活用できる仕組みづくりも必要ではないでしょうか。

お尋ねいたします。まんのう町でも高齢者を対象としたまんのう版介護予防支援ボランティアポイント制度と、小学生以上を対象としたまんのう版お元気ポイント事業の導入が

必要だと思います。お考えをお尋ねいたします。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 川西議員さんの、高齢者を対象としたまんのう町版介護予防支援ボランティアポイント制度と、小学生以上を対象としたまんのう版お元気ポイント事業（仮称）の導入が必要だと思います。お考えをお尋ねしますという質問にお答えいたします。

まず、小学生以上を対象としたお元気ポイント事業についてでございます。

子供のころから健康やボランティア活動についての意識と関心を持ち、取り組むことの重要性を伝えることが必要であると考えております。

現在、まんのう町では、誰もが住みなれた町で支え合い、安心して幸せな生活を送ることができる社会や地域づくりを目指すまんのう町地域福祉計画の策定に向けて取り組んでおります。

この計画の策定に当たっては、各課連携のもと全庁的な検討を行い、また、中学生以上を対象とするアンケート調査による自身の健康に関することや地域とのかかわり方、困っている人に対してどのような手助けができるかなど詳しくお聞きし、生活の実感からの支え合いの地域づくりや健康づくりにつながる計画にもなっています。健康づくりやボランティア活動は、みずからが意識し行動することではありますが、推進できる体制づくりと仕組みを考えてまいりたいと思います。

次に、高齢者を対象とした介護予防支援ボランティアポイント制度についてお答えいたします。

この制度につきましては既に実施している団体もあり、実施している団体の中には数年を経過している団体もあることから、こういった団体の情報収集を行ってまいります。

以上のようなことから、川西議員さん御質問の二つの制度につきましては、先ほど触れました地域福祉計画の中での議論、ボランティア活動を実施している町内団体への聞き取り、先進団体の情報収集などを実施し、その是非について検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 再質問、川西米希子さん。

○川西米希子議員 御答弁ありがとうございました。御答弁の中で、介護予防ボランティア制度につきましては、既に実施をしている団体もありますので、情報収集を行ってまいりますとの御答弁をいただきました。私もこの質問をさせていただくに当たり、情報収集をさせていただきましたので、少しお伝えさせていただきたいと思います。

県内では既に綾川町と小豆島町が独自の事業を実施されています。綾川町さんについて、収集した情報の一部をお伝えさせていただきます。

綾川町さんでは、平成24年より既に綾川町介護支援ボランティア制度に取り組んでいます。綾川町さんでは介護予防事業の一つとして取り組み、高齢者の皆様が介護支援ボランティア活動を通して地域貢献や社会参加をすることで、より元気になることを目的としています。そして、町が生き生きとした地域社会になることを目指して、御高齢者が介護保

険施設などでボランティア活動を行った場合、その実績に応じてポイントが付与されます。そして、そのポイントが本人の申し出により換金できる仕組みです。町内にお住まいの65歳以上で要介護認定を受けていない方、綾川町介護予防サポーター委嘱者で要介護認定を受けていない方を対象としています。特別養護老人ホーム、ショートステイセンター、デイサービスセンター、リハビリデイケア、グループホーム、綾川町地域包括支援センターなどの受け入れ機関で、施設の催し物に関するお手伝い、芸能披露、話し相手、お茶出し、食堂内での配膳・下膳等の補助、洗濯物の整理など、さまざまな活動がある中から、無理をせず、自分に向いている活動を行うと定めています。

介護支援ボランティア登録者の推移は、初年度の平成24年は男性13人、女性66人、計79人でしたが、昨年、平成29年は男性42人、女性290人の計332人と、初年度の4倍を超えて、年を追うごとにふえております。

住民の方からお借りしてきました平成30年度介護支援ボランティアスタンプ帳がこれでございます。

しかし重要なことは、費用対効果や活動に参加されている皆様のお声や受け入れ施設のお声などだと思います。まんのう町として情報収集をぜひよろしくお願いいたします。

さらに、綾川町さんでは、綾川健康チャレンジ食事・生活習慣編と、綾川健康チャレンジ運動編として、年齢制限を設けず、広く全住民を対象とした取り組みもされています。目標を達成し、記録用紙を提出すると、抽せんで町の特産品が当たる、楽しい健康への取り組みです。

これもお借りしてまいりました。これが健康チャレンジカード、食事・生活習慣編と運動編です。裏にスタンプカード、押せるようになっております。

私はこれまで一般質問で、今回を含めて3回、高齢者の社会参加を促し、介護予防につながる、住民相互による社会参加活動で地域の活性化につながる、介護保険料及び介護給付費の抑制につながる、活動参加者がやりがいを持つことにより生活の質の向上につながるとして、御高齢者のボランティア活動にポイントを付与する事業の導入を提案させていただきました。

まんのう町高齢者福祉計画及び第7期介護保険事業計画の中の計画の基本方針で、就労支援と生きがいのづくりの推進において、就労だけでなく、高齢者がそれまで培ってきた経験を生かして、自治会やボランティアなど地域づくりに積極的にかかわり、一定の役割を果たしていくことができるよう、啓発や体制づくりに努めると書かれています。

最後に、いま一度、まんのう町の高齢者介護予防支援ボランティアポイント制度と、広く住民の皆様方が楽しんで参加できるお元気ポイント事業が実施されますことを要望いたしまして、私の最初の一般質問を終わります。

○田岡秀俊議長 以上で、1番目の質問を終わります。

続いて、2番目の質問を許可いたします。

○川西米希子議員 次に、防災についての質問をさせていただきます。タブレットの

中に、最初の質問である、まんのう町公設消防団の屯所の整備と耐震診断についての資料がありますので、ごらんください。

この資料は、本年6月28日、総務課の防災担当職員の方に私が要望し、提出いただいたものです。わかりやすくまとめてくださっています。この資料を根拠に質問させていただきます。

先ほどの鈴木議員さんの資料をごらんになった同じ本棚に私の資料もありますので、お目通しください。

9月1日は関東大震災が発生した日であるとともに、暦の上では二百十日に当たり、台風シーズンを迎える時期でもあることから、風水害や台風に対する心構え等を育成するため、昭和35年に防災の日として創設されました。昭和58年以降は、毎年8月30日から9月5日までが防災週間と定められています。この防災週間の機会に、私も我が家の非常持ち出し袋の点検を行いました。

さらに、家族とも防災について話し合うなど、災害等についての認識を高め、心構えを深めていかなければならないと思っています。

豪雨や地震などの自然現象は人間の力では食いとめることができませんが、しかし、日ごろの備えにより被害を減らすことはできます。

公設消防団についてお尋ねいたします。

現在、まんのう町の公設消防団の屯所と車庫の整備については、分団間で大きな格差があります。屯所と車庫が整備されている分団、屯所がなく車庫のみの分団、屯所と車庫の耐震性が不明な分団などさまざまです。消防団に寄せる住民の信用、信頼、安心感は大きなものがあります。それに献身的に応えてくださっている消防団の方々の責任と役割の重さ、伴う負担を考えたとき、安全を第一とする装備の充実、環境整備は欠かせません。

お尋ねいたします。公設消防団の屯所の整備、耐震診断についてはどのようにお考えでしょうか。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 川西議員の一つ目の御質問は、消防団詰め所（屯所）についての御質問でございます。

公設消防団の屯所整備につきましては、満濃地区におきましては、昨年度、第6分団消防屯所が竣工し、全ての屯所が整備されました。

また、仲南地区におきましても、車庫と待機所が隣接する屯所が整備済みでございます。

しかしながら、琴南地区においては、屯所は休憩所を有さず、水防待機の際には団員に大きな負担を与えております。そのため、消防団員の中から早期の休憩所の整備を要望する声が上がっているのが実情でございます。

既に新築または改修を終えている第3分団の二つの屯所を初め、来年度には琴南総合センターの改修に伴い、第4分団屯所も新築する予定となっております。残りの第1、第2分団に関しましては用地の調整等を行い、消防団員の活動を支援できる施設の整備を行っ

ていきたいと考えております。

耐震診断につきましては、屯所の建築年度と建物の構造により判断を行っております。耐震化について未完了の屯所につきましては、琴南地区については、順次、新築による施設整備で対応を行い、仲南地区につきましては、屯所の統合を検討しながら、改築、新築による施設整備で対応を進めてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(合田正夫議員退席 午後4時04分)

○田岡秀俊議長 再質問、川西米希子さん。

○川西米希子議員 御答弁ありがとうございます。本年の7月豪雨では、5日9時40分に町内全域に大雨警報が発表され、その後、6日、7日かけて町内全域に土砂災害警戒情報、洪水警報発表、また、地区によっては避難勧告、避難指示が出され、池、川、水路の増水、のり面の崩壊などが多数発生、裏山崩壊による自宅損壊、金倉川が神野地区において約100メートルの護岸崩壊等、被害がありました。金倉川が崩壊したまさに真夜中のその時間も、消防団の方々が地域を守るために見回りをしてくださっていたとお聞きいたしました。見回りのため、車で最初に通ったときには特に異常が見受けられず、見回りを終え、戻ろうと再び崩落した現場に差しかったとき、暗い中でもいつもと違う川の様子に素早く気づき、難を逃れたと伺いました。とうとい使命を果たさんと頑張ってくださいっている消防団、また、住民の方々に人的被害がなかったことは不幸中の幸いでした。

しかし、ことしは台風の発生が多く、昨日、21号が最強クラスの勢力で日本列島を通過し、各地に被害が出ています。このような中、活動してくださる消防団の方々の安全を第一とする装備の充実、環境整備をぜひお願いしたいと思います。

次に、通電火災を防ぐ感震ブレーカーについてお尋ねいたします。

大地震時に発生する可能性の高い通電火災は、ブレーカーを落として避難することで防げます。大地震では、停電から電気が復旧したときに、断線した電気コードから火花が出たり、家具の下敷きになった電気製品が再び作動したときに、近くの燃えやすいものに火がつくなどして、通電火災と呼ばれる電気に起因する火災が発生する可能性があります。この電気に起因する火災が、平成7年に発生した阪神淡路大震災では火災の約6割、平成23年東日本大震災では約6割強に上るとのデータが出ています。通電火災を防止するためには、感震ブレーカーの設置が有効であるとされています。

(合田正夫議員着席 午後4時06分)

感震ブレーカーとは、地震を感知すると、自動的にブレーカーのスイッチが切れる仕組みになっているもので、この装置の設置で、ブレーカーの切り忘れによる通電火災の原因を断つというものです。分電盤タイプの感震ブレーカーだと、電気工事を含めて5万から8万円の費用がかかりますが、電気工事不要で価格も約2,000円から4,000円程度の簡易な感震ブレーカーも販売されています。全国的には既に積極的な普及推進等に取り組んでいる自治体もあります。各メーカーが複数の商品を製造しており、電気店や量販店でも手軽に購入できる状況です。

通電火災に関する認識を高めることや、各家庭の実情に応じた設置について、普及、推進していくことが必要だと思います。大規模地震時の通電火災防止の取り組みは重要な課題だと思います。

お尋ねいたします。本町において、通電火災についてはどのような認識をされていますでしょうか。

二つ目です。感震ブレーカーの積極的な設置に向けての普及推進についてはどのようにお考えになりますか。御答弁よろしくをお願いいたします。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 川西議員の２番目の御質問は、感震ブレーカーの普及等についての御質問でございます。

阪神淡路大震災や東日本大震災で発生した火災の約６割が電気に起因する火災であったと言われております。地震の揺れに伴う電気ストーブ等の発熱器具からの発火や、停電復旧後の通電時に破損した水槽のモーターやコード類、家電器具からの発火が主な原因でございます。

これらが原因の火災を防止するためには、地震発生時に一定以上の揺れを感知すると、自動的に通電をとめる感震ブレーカーの設置が有効であるとされております。

本町や香川県内の他の市町においては、感震ブレーカーの購入費及び設置に関して補助制度は導入はございません。しかしながら、徳島県の幾つかの町におきましては補助制度を導入しており、補助額は５，０００円から２万円程度となっております。

大地震における被害では、地震そのものの揺れによる被害もさることながら、地震を原因とした通電火災は、災害の被害を低減させる重要な要素であると考えております。

本町におきましても、感震ブレーカーの有用性について検討を行い、普及啓発を行ってまいりたいと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

○田岡秀俊議長 再質問、川西米希子さん。

○川西米希子議員 御答弁ありがとうございました。ぜひ普及啓発をよろしくお願い申し上げます。

続いて、避難所誘導灯つき地震解除ボックス、夜間の防災対策を強化する地震解除キーボックスと電光式の避難誘導看板がセットになった防犯灯についてお尋ねいたします。

災害時に停電しても転倒する避難誘導看板と、揺れを感知して自動的に開く地震解除キーボックスを取りつけた新型のＬＥＤ防犯灯が開発されています。設定震度の揺れを感知すると、避難所の場所を知らせるＬＥＤ誘導看板が点灯し、避難所の鍵などが収納された箱が自動的に開く仕組みになっています。防犯灯で周囲を明るく照らすことにより、安全で適切な避難ができます。地震解除ボックスは、避難所に行っても、鍵を保管している人がいないと中に入れないことから考案されたものです。

熊本地震は夜間に発生しました。大きな地震が発生した場合、鍵を保管している方々がすぐに駆けつけられないことも想定されます。本町でも、夜間誘導の安全性等を高める方

策を講じなければならないのではないのでしょうか。

お尋ねいたします。地震解除キーボックスと電光式の避難誘導看板がセットになった防犯灯についてはどのようにお考えになりますか。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 川西議員の3番目の御質問は、避難所への電光看板つき防犯灯、地震解除キーボックスの導入についての御質問でございます。

まず、避難所への電光看板つき防犯灯についてでございます。

本町の住民の方は地元を熟知している方が多く、防犯灯の明かりを頼ることで避難所への避難を行うことができ、改めて電光看板での案内は必要ないと考えられますが、災害時には停電により防犯灯も機能しないことも想定されますので、避難所に対してはそれにかわる対策を検討いたしたいと考えております。

次に、地震解除キーボックスの導入でございますが、大地震が発生した際には、避難所の担当職員もすぐに避難所へ参集し、鍵あけを行えることを保証することはできません。そこで、地震解除ボックスを用いて、大地震の際には近隣住民の方がいち早く避難所にかけて、避難所を開設していただくことは大変重要なことになると予測できますが、日ごろの施設管理での保安・警備の観点も考慮しながら、本町でも導入に向けた検討を行ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 再質問、川西米希子さん。

○川西米希子議員 御答弁ありがとうございました。住民の方から防災に関してよく尋ねられる質問に、避難所の鍵は誰が持ち、誰があげてくれるのでしょうか、大きな地震のときに大丈夫でしょうかというものがあります。全町的に大きな被害が出た場合や、夜間も想定した細やかな対策をお願いしたいと思います。

集中豪雨、河川の氾濫、斜面の崩壊、がけ崩れ、土石流、地すべり、地震などの災害により、人命や社会生活に被害が生じる事態が日本の各地で頻発しています。自然災害がこれまで以上に身近なものになっているのではないのでしょうか。まずはみずからの命を守るため、私たち住民一人一人が不測の事態への危機管理意識を高めていかなければならないと深く考えさせられるとともに、議員としての役割、行政の果たすべき責任の重さも改めて実感いたします。

住民の皆様から日ごろいただいているお声を一般質問として生活者の視点で本日は質問させていただきました。不安を安心に変えていくのが政治の力であり、危機管理の鉄則は、最悪を想定して最善を尽くすとされています。今後とも、防災対策に力を入れて取り組んでいただきますよう要望し、今回の私の質問を終わらせていただきます。

○田岡秀俊議長 以上で、6番、川西米希子さんの発言は終わりました。

ここで、議場の時計で午後4時30分まで休憩といたします。

休憩 午後 4時15分

再開 午後 4時30分

○田岡秀俊議長 それでは、休憩を戻して、会議を再開いたします。

引き続き、一般質問の通告がありますので、これを許可いたします。

12番、松下一美君、1番目の質問を許可いたします。

○松下一美議員 それでは、ただいま議長の許可をいただきましたので、通告に基づきまして、満濃中学校のグラウンドにおけるバックネット裏への屋根の設置と、もう一点、防災についての2点について質問を行いたいと思います。

まず、1点目の満濃中学校のグラウンドにあるバックネットの裏へ屋根の設置ができないかについて伺いいたします。

現在、野球部の練習とか、あるいは試合等において、保護者を初め関係者の多くの方々が観戦をしておられます。炎天下、あるいは雨の降っている場合に、キャンプ用のテントとか傘などを差して観戦しているのが現状であります。風の強いときなどには非常に難儀をいたしております。多くの方々から鉄骨等で屋根の設置が望まれています、教育長のお考えをお伺いいたします。

○田岡秀俊議長 答弁、教育長、三原一夫君。

○三原教育長 松下議員さんの御質問にお答えしたいと思います。

先ほどから評価をいただいております本年の満濃中学校の部活動の戦績と申しましょうか、大変華々しく、県大会ではなぎなた部が演技競技と試合競技で優勝、剣道部の男子が団体優勝、個人で3年生が準優勝、バレーボール部の女子が第3位、軟式野球部が準優勝、ソフトテニス部では、女子の団体が準優勝、個人では2年生コンビが優勝いたしました。

四国大会におきましても、剣道部の男子が団体で第3位、個人では2年生が優勝、3年生が第3位に入り、軟式野球部が第3位、ソフトテニス部の女子が団体で第3位、個人で2年生コンビが優勝いたしました。

さらに、全国大会へはなぎなた部、剣道部とソフトテニス部が出場いたしました。全国中学生なぎなた大会の演技競技の部で3年生コンビが見事優勝したほか、剣道男子個人戦で3年生が第3位入賞という成績をおさめております。

さて、お尋ねの満濃中学校の運動場のバックネット裏に、練習試合などの観戦をするときのために屋根が設置できないかの御質問であります。

満濃中学校の運動場は、生徒が体育の授業を行ったり、サッカーやソフトボール、軟式野球や陸上の部活動を行う目的で整備されたものでございます。このため、生徒が体育をする上で、または部活動をする上で必要な設備は整備すべきものでありますので、例えば陸上競技に必要なアンツーカーのレーンは運動場の南側に整備いたしておりますし、軟式野球をするために必要なバックネットも整備いたしております。

しかしながら、軟式野球部の練習状況や練習試合を観戦するための設備となりますと、本来の教育のために必要な設備とは異なりますので、設置はなかなか難しいのではないかと考えております。観戦をされる保護者や関係者におかれましては、熱中症に十分注意を

して、折り畳み式のテントやタープなどを利用していただければと思っております。どうぞ御理解をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○田岡秀俊議長 再質問、松下一美君。

○松下一美議員 今、教育長の御答弁では、直接そういう練習用とかにするものであればということではありますが、一応、観戦といえども、やっぱり保護者の方々、そしてまた、野球とかソフトなんかのコーチの方々もおられます。そういう場合に、ぜひ設置できるものであれば、十分検討を願いたいと思います。

それと、それにあわせて、先ほど写真も提示いたしましたが、野球部のバッティングマシンとかいろいろな用具類が、バット、ボール等も一応棚には置かれておりますけど、きれいな整頓ができてないんじゃないかと思っております。そういう点で、やはり小さな倉庫なんかもあればいいのかと思います。

そしてまた、女子のソフトも西にありますけど、やはり今はボールとかいろいろなもの、用具類はキャリーとかに入れて運んでいるのが現状であります、そういう倉庫いうんですか、整理のものの設置はどんなんでしょうか、お尋ねいたします。

○田岡秀俊議長 答弁、学校教育課長、香川雅孝君。

○香川学校教育課長 ただいまの松下議員の御質問にお答えいたします。

中学生の部活動、野球部とかソフト部に関しましては、運動場の東側に部室がございます。ただ、野球部の倉庫に関しては、野球部の関係者からも要望があつてございます。しかしながら、中学校の部活動は野球部だけではなく、運動部としてはサッカー、陸上、それからソフトボール、ソフトテニスもございますので、中学校の部活動としてどの部が必要かということ中学校のほうで取りまとめをするように、今現在、動いている状況でございます。

そういうことでございますので、御理解を賜りたいと思います。

○田岡秀俊議長 再質問、松下一美君。 (大西豊議員退席 午後4時38分)

○松下一美議員 今、御答弁いただきましたが、早急な対応をお願いしておきたいと思えます。

いずれにいたしましても、野球部だけには限ったものではありません。やはり陸上、ソフトとかいろいろ言われておりますが、用具というものは、今の間、不用心でありますし、そういう点から、景観上も余り好ましくないと思われますので、早急な対応をお願いしておきたいと思えますが、よろしくお願いします。

○田岡秀俊議長 答弁、学校教育課長、香川雅孝君。

○香川学校教育課長 ただいまの御質問と申しますか、御要望ですけれども、学校とも相談しながら進めたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 再質問、松下一美君。

○松下一美議員 早急な対応をお願いいたしまして、次の質問に移りたいと思えます。

○田岡秀俊議長 以上で、1番目の質問を終わります。

続いて、2番目の質問を許可いたします。（大西豊議員着席 午後4時39分）

○松下一美議員 2点目の質問に移りたいと思います。

今回の西日本豪雨により、広島、岡山、愛媛県などで、多くの方々がおうちの中で亡くなられております。そのうちの約7割の方が高齢者であって、自力避難が困難だったりとか、自治体等の情報が十分に伝わらなかったため、逃げおくれた可能性があると言われております。今回の7月における豪雨災害により、広島県では108名近く、岡山県でも61名近く、そしてお隣、愛媛県でも26名の方々が亡くなられております。行方不明者の方も何人かおるとお聞きしておりますが、心からお見舞いを申し上げます。

倉敷市の高梁川と小田川にはさまれた真備町では、堤防の決壊とかバックウオーターなどにより、4,000戸余りが4メートル余りの泥水によりつかっております。そしてまた、1階部分はおろか、2階部分もほとんどが雨につかった状態で、ひとり暮らしの方とか体の不自由な高齢者の多くの方々が、2階等への垂直避難ができず、亡くなられております。急激な変化にどのように、今後、本町においても周知していくのか、町長としてのお考えをお伺いいたします。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 松下議員の一つ目の御質問は、今回の西日本豪雨において、避難勧告、避難指示が発令されたが、広島県、岡山県等において、家の中で亡くなられた方が多数おられたが、本町においても今後どのように徹底していくのかとの御質問でございます。

本町でも今般の平成30年7月豪雨の際には、避難勧告、避難指示を発令いたしました。避難指示発令地区の住民につきましては、琴平警察署の誘導協力もあり、全世帯で避難が実施されました。

しかしながら、避難勧告の発令地区においては、ごく少数の住民の方しか避難が実施されませんでした。

この現状を踏まえ、住民の方に各避難情報発令時におけるとるべき行動の再確認並びに配布を行っているハザードマップをいま一度確認していただき、各個人が防災意識の向上と安全確保に努めていただけるよう指導を行っていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○田岡秀俊議長 再質問、松下一美君。

○松下一美議員 現在、町においても早目の避難準備、そしてまた避難勧告、避難指示とされております。

そしてまた、平成16年度におきましても、本町においても450ミリを超える雨量であったかと思います。そしてまた、一部の山間部においては600ミリを超えていたのかと思っております。そういう中においても、やはり人的被害がなかったということは、早目の避難がされたおかげだと思っております。

しかし、今回の岡山県倉敷市真備町におけますように、急激な決壊とかいうのは想像だにしてなかったのかと思われております。テレビでも出ておりましたが、息子さんが高梁

川ですか、堤防の上からおうちの中へ行って、避難せなんだら危ないでと呼びかけたんですけど、いや、心配ないんだといって御両親は家にとどまっており、２回目に行ったときには、もう既に１階部分は水没しておったということでもあります。あのとき、なぜ無理やりにでも避難させなかったかと悔やまれておりましたが、やはりそういう急な場合は、どうしても今の避難勧告では十分に伝わらないのではないかと考えております。

今回の２１号におきましても、先ほど、最初に町長からも言われておりましたが、やはり全体的に１０名余りであります。そういう中で、急を要する場合には、災害対策本部長でもあります町長みずからが告知放送なりで呼びかけるべきかと思われませんが、その点について町長のお考えをお伺いいたします。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 松下議員さんの再質問にお答えいたします。

今回も避難勧告等を出させていただきましたが、なかなか住民の方に納得をしていただけない、大丈夫だといってなかなか逃げてくれないようなこともございました。しかしながら、金倉川の流域におきましては、非常に危険性が大きかったもので、たしか夜中に１時過ぎに出したと思います。深夜でございますので、多分、逃げてはいただけないということで、琴平警察署の協力をいただきまして、夜中でありましたが、着の身着のままで近くの避難所へ避難をしていただいたというようなことでございますので、いろんなところと協力をして避難をしていただけるように今後も努力をしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○田岡秀俊議長 再質問、松下一美君。

○松下一美議員 その場合、一方的に告知放送とかでなくして、やはりできれば、今後、自主防災組織とか立ち上がってだんだんきておりますが、そういう中で、各自治会なりでしっかりと責任者を決めていただき、そういう中で避難誘導をするなり、しっかりと進めていただきたらと思っております。

テレビの放送にありましたが、高知の黒潮町なんかにおきましても、やはり数分で３４メートルの津波ということも言われております。それは震度７を仮定した場合でありますけど、その場合、自治会長さんなりがお年寄りの方を誘導しておりました。避難タワーまで行くのに約１１分あたりかかっておりました。そういう中で、そこから２５メートルの避難タワーに上る。そういうとき、下でつぶやいておられました。私は３４メートルが来たときには助からないであろうということを言われておりましたが、本町においてもそういうことがないように、しっかりと自治会ぐるみ、そしてまた、行政もしっかりとそういう伝達方法を、今の３段階の国がやっております避難準備、勧告、指示では、到底住民に受け入れられないのではないかと考えております。今後についてはしっかりと検討いただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

答弁できましたら。

○田岡秀俊議長 答弁、町長、栗田隆義君。

○栗田町長 松下議員さんの再々質問にお答えいたします。

今後も、異常気象の中で台風も多く発生しておりますし、集中豪雨等の災害も多く発生してくるものと思われますので、十分体制等も見直し、今後に努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○松下一美議員 それではよろしくお願いいたします、2点目に移りたいと思います。防災の中での二つ目、3点ほど出しておりますので。

○田岡秀俊議長 再質問、松下一美君。

○松下一美議員 それでは、2点目、防災、減災に特化した基金を設けてはどうかと思います。

例えば、現在、地域振興基金におきましては、10億円の基金において11億4,600万円ほど、そしてまた、子ども未来夢基金におきましても、11億4,900万円余りと果実分を含めていろいろと活動に、今後、利用されていくものと思っております。

例えば、防災・減災対策に利用できるよう、5億円ぐらいの基金は積み立てできないものかと思っております。その果実部分、利子部分です、その部分について、自主防災組織への助成とか、設立されておりますとき、今現在、40万円ほどの助成がされております。そしてまた、防災訓練を行えば、2万5,000円余りとかの助成がされているそうでありますけど、基金運用により、公民館等における防災訓練とか自主防災組織の自立を図ってとは思われますが、町長のお考えをお伺いいたします。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 松下議員の二つ目の御質問は、防災に特化した基金を設けてはどうか。例えば地域振興基金、子ども未来夢基金に見られる果実部分を自主防災組織の充実、防災・減災に重点を置いて運用されてはどうかという御質問でございます。

現在、自主防災組織の活動につきましては、防災資機材の整備に対し、原則1回40万円を限度として、経費の3分の2の額を補助する防災資機材整備事業と、啓発・訓練・研修活動に対して年度1回、基本額2万円と500円に世帯数を乗じて得た額の合計額を補助する地域防災活動事業との自主防災組織育成事業補助金と、自治会連合会単位で結成された自主防災組織連絡協議会において、啓発・訓練・研修活動に対して、年度1回10万円を限度額とする自主防災組織連絡協議会活動事業補助金とを設けております。

また、本年度、町内の防災士の方々により設立されました防災士連絡協議会につきましても、町民に対する防災知識の普及啓発や自主防災会等の活動支援のために補助する制度を設けました。

加えて、防災士育成事業補助金として、地域防災の担い手の育成促進と地域防災力の向上に寄与することを目的に、防災士の資格取得の受講料等に対して補助を設けております。多くの自主防災会等でこれらの補助金を御利用いただき、防災活動を実施いただいております。

御質問の防災に特化した基金の創設については、現在の各補助金の内容や金額について、

照査にあわせて基金の必要性や効果を検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 再質問、松下一美君。

○松下一美議員 現在、本町では基金が約 79 億円余りありますが、この基金の運用については、安全で最も有利な有価証券にかえることができるとうたっております。

そういう中で、現在、日本の国債においては 0.115 ですか、0.1% 余りであります。しかし、アメリカの国債に至っては 2.845% と、5 億円近くあれば、年間 1,000 万円余りの配当があるのではないかと考えております。

そしてまた、アメリカは、今、先進国の中でも一番安定して、年率 3% から 4% の経済成長がされておりますし、農産物を初め、日本とは違って自給ができ、農産物輸出国であります。そしてまた、石油、ガスにおいても自国で賄える、また、輸出にも回しているのが現状であります。なかなかリスクもあろうかと思われそうですが、しっかり御検討いただいたらと思いますが、それについての答弁をお願いします。

○田岡秀俊議長 答弁、副町長、栗田昭彦君。

○栗田副町長 松下議員さんの基金の有効運用についてのお答えを申し上げます。

議員さんおっしゃったように、基金の運用は確実かつ有利な運用をなさいよというのが定められておりまして、今、町役場におきましては、国債、地方債を購入いたしまして、その利益を果実として利用しているところでございます。

御指摘のように、外国の国債につきましては非常に利率の高いのがございます。アメリカ、それからオーストラリア、さらにはもっと高い利率も承知しておりますけれども、やはり根底は確実なリスクの少ない基金の運用をしたいというふうに私ども考えておりますので、それを基本に考えながら、どこまでそういう有利なものが運用できるか検討させていただきたいと思っております。よろしくお願い申し上げます。

○田岡秀俊議長 再質問、松下一美君。

○松下一美議員 こういうリスクの伴うものでありますけど、幾ら安定しておる国といえども、難しいところであろうかと思っております。

そしてまた、日本においては、数年までありますと、国債も 2% で十分な活用がされておったところでありますが、今後、検討していただきたいと思います。

それでは、防災の中での 3 点目の質問に移りたいと思っております。提示しております。

○田岡秀俊議長 発言の途中でありますけれども、ここでお諮りしたいと思います。

本日の会議は 18 時まで時間延長いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田岡秀俊議長 異議なしと認めます。

よって、本日の会議は 18 時まで延長することに決しました。

○田岡秀俊議長 再質問、松下一美君。

○松下一美議員 最近、全国各地で大災害が多発しております。地震においても、阪

神淡路を初め、東日本大震災、熊本地震と、そしてまた、大阪においても北部地震と多発しておるところであります。そしてまた、今回の西日本豪雨においても、時間雨量が100ミリから120ミリと、近年にない大災害を引き起こしておるところであります。

そういう中で、今回の西日本豪雨におきましても、滝宮地区でも72時間雨量で355ミリと大変な雨量であります。そしてまた、岐阜県においては1,000ミリ近くと言われております。そこで、高松市においても危機管理課を設けておりますが、本町においても検討されてはと思いますが、気象庁もかつて経験したことのない大雨とか、数十年に一度の現象とか発表されております。

そしてまた、南海トラフによります地震も30年以内の確率が80%と言われるところではありますが、今後、どのように対応していかれるのか、町長の所見をお伺いいたします。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 松下議員の三つ目の御質問は、全国でも近年大災害が発生しており、高松市においても危機管理課が設置されているが、本町においても今後どのようにされるか所見をお伺いたいとの御質問でございます。

香川県内17市町のうち、8市全てで既に危機管理課もしくは危機管理室を設置いたしております。町におきましても宇多津町と多度津町で設置されております。

本町におきましては、年々、権限移譲等により増加する行政事務に対して、限られた職員数の中で対応を行い、災害発生時にも各課職員が連携、協力し合って対応を行っております。

しかしながら、近年では前例のない災害が全国で多発している現状を踏まえ、地域防災計画や災害時の職員初動マニュアルに照らして、各課各部署間での連携を念頭に、危機管理の観点から、専門的部署の配置について検討を行ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 再質問、松下一美君。

○松下一美議員 今後、専門的なところで検討してまいりたいということですが、やはり今、総務課で十分な対応をしていただいております。しかし、これからの予測をできない気象条件に対して、なかなか厳しいのではないかと考えておりますので、今後、十分検討されますことをお願いいたしまして、質問を終わりたいと思います。

○田岡秀俊議長 以上で、12番、松下一美君の発言は終わりました。

引き続き、一般質問の通告がありますので、これを許可いたします。

4番、京兼愛子さん、発言を許可いたします。

○京兼愛子議員 若者の移住、定住の促進について質問します。

町長が推進する町政運営の中で、子育て支援、次世代育成の支援、若者定住促進策としての若者住宅取得補助事業など、すばらしい制度だと思います。

しかし、盲点は、本町には高等学校がないことです。したがって、子供たちは他の市町へ通学しなければなりません。その不利な条件を打開するには、より手厚い制度の導入が

必要だと考えました。

現在、子育て支援として福祉保険課が実施している乳幼児医療費助成制度の対象期間は中学卒業までになっています。その対象期間を高等学校卒業までに改定することを求め、検討を要望します。

高等学校卒業まで実施している市町村は希少であると考えます。しかし、若者の未来にとって魅力ある制度となり、移住、定住の促進につながるものと確信いたします。町長の答弁をよろしくお願い申し上げます。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 京兼議員の若者の移住、定住の促進についての御質問にお答えいたします。

若者の移住、定住の促進の観点から、本町が現在実施いたしております子ども医療費の対象者を高等学校卒業まで拡大できないのかという御質問にお答えいたします。

現在、まんのう町では、子ども医療費支給に関する条例により、中学校卒業までを対象者として医療費の助成を行っております。

一昨年、まんのう町議会が視察研修を行った奈良県平群町は、平成26年4月から小・中・高1までの入院・外来の助成を開始、平成28年8月からは、高校卒業時までの入院・外来を助成しているとのことでした。

また、全国的には平成30年4月から大阪府摂津市が、また、平成29年4月からは大阪府箕面市が実施いたしており、実施自治体数はわかりませんが、たくさんの自治体で実施いたしておるようでございます。

香川県内の状況は、直島町のみ18歳まで実施いたしており、対象者が小学校卒業まで、入院のみ中学校卒業までのところもあるようでございます。

本町の子ども医療費は、平成28年8月から医療機関の窓口での立てかえ払いを必要としない現物給付を県内医療機関に限り実施いたしており、保護者の方の利便性に取り組んでまいりました。

さて、この高等学校卒業までの医療費無料化については、次の観点からの検討が必要と考えております。

一つ目には、事業の性質からして長期間継続できるものであること、二つ目には、町財政が将来耐え得るものであること、三つ目には、他の施策と比べ均衡が図れていること、四つ目には、町政の発展及び住民の方の賛同が得られることなどの検討を、今後、慎重に行ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 再質問、京兼愛子さん。

○京兼愛子議員 町長がいろいろと調べていただきまして、どうもありがとうございました。町長のさらなる前進を期待して、質問を終わらせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

○田岡秀俊議長 以上で、4番、京兼愛子さんの発言は終わりました。

引き続き、一般質問の通告がありますので、これを許可いたします。

9番、白川正樹君、1番目の質問を許可いたします。

○白川正樹議員 それでは、議長の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。

私の質問は2問です。全てのこども園、学校施設にエアコンをというのと、仲南産直市のトイレについてということです。

それでは、1問目の質問に参ります。

2番目に鈴木議員のほうから、エアコンの稼働温度についての答弁などがありました、このことの詳しい内容をちょっとお聞きいたします。

文部科学省では、公立学校における空調の設置状況について、平成10年度より、おおむね3年に1度、調査を実施しております。平成29年度の調査結果を取りまとめたものを公表していますので、それによりますと、小学校では8万2,532部屋あるそうで、そのうちの3万4,267が設置しております。平成26年度にはエアコンの設置率は29.9%でしたけれども、29年7月1日現在では41.7%になっております、今の小学校で。幼稚園に関しては、部屋が2万3,686室ありまして、そのうちの設置しとる部屋が1万3,816であります。平成26年度には41.3%でしたけれども、29年度には58.3%になっております。これは全国平均です。

それで、全国平均の次は香川県ですけれども、香川県の小中学校は6,287部屋がありまして、そのうちの5,806部屋にエアコンが設置されております。26年度には69.2%でしたけれども、29年には92.3%になっております。それが小中学校で、幼稚園の香川県は730部屋がありまして、そのうち661部屋を設置しておりまして、平成26年度では84.6%でしたけれども、去年の29年4月現在では90.5%になっておりますのが全国と香川県のパーセントですけれども、それでまんのう町のことをお伺いいたします。

まんのう町にはこども園と小学校と中学校が一つありますけれども、そのうちのパーセンテージを教えてくださいたいと思います。

○田岡秀俊議長 答弁、教育長、三原一夫君。

○三原教育長 白川正樹議員の質問にお答えしたいと思います。

こども園、小中学校のエアコンの設置状況についての御質問でございます。

先ほどの鈴木議員の御質問へのお答えの中でも触れましたが、ことしの夏は本当に暑い日が続く、学校の運営にも支障を来すほどでございました。

さて、昨年4月に文部科学省が行った公立学校施設の空調、冷房設備設置状況調査の結果をみますと、幼稚園では全国で58.3%、これは先ほど白川議員が御指摘のパーセントでございます。香川県においては90.5%の部屋に、小中学校では全国で41.7%、香川県においては92.3%の部屋にエアコンが設置されております。

まんのう町におきましては、こども園と満濃中学校においては全室にエアコンが設置さ

れており、小学校におきましては、現在、エアコンが設置されていない部屋は、特別教室の一部のみでございます。長炭小学校の家庭科室、理科室、図工室、満濃南小学校の理科室と図工室、仲南小学校の理科室の6部屋のみとなっております。

このうち仲南小学校の理科室につきましては、大規模修繕工事において設置予定でございます。残り5部屋についても来年度には設置を検討し、町内の小学校におけるエアコン設置率を100%にしたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。以上でございます。

○田岡秀俊議長 再質問、白川正樹君。 (三好勝利議員退席 午後5時12分)

○白川正樹議員 まんのう町の学校施設ではエアコンが90%以上という話でしたけれども、そのパーセントの中に体育館は全部入っとるんですかね。体育館と、今、長炭小学校と満濃南と仲南小学校、足して6部屋がまだということなんですけれども、体育館はその6部屋の中には入っているんですかね、入っていないんですかね。

○田岡秀俊議長 答弁、学校教育課長、香川雅孝君。

○香川学校教育課長 ただいまの白川正樹議員の御質問にお答えいたします。

体育館がただいまの部屋数に入っているかということでございますが、体育館は部屋数には入ってございません。

なお、先ほど本町の設置率ということでございました。小中学校の設置率については、保有室数が154室、先ほどの6部屋を引きますと148部屋となって、設置率は96.1%でございます。

○田岡秀俊議長 再質問、白川正樹君。

○白川正樹議員 今、154のうちの148入っとるということで、体育館は入っていないということなんですけれども、これ、体育館は入れる予定というか、そういうのは計画しておるんですか、どうでしょうかね、お願いいたします。

○田岡秀俊議長 答弁、学校教育課長、香川雅孝君。

○香川学校教育課長 ただいまの白川議員の御質問にお答えいたします。

体育館に設置をする予定ということでございますが、体育館については、今現在、町内で設置されているのがスポーツセンターまんのうのアリーナだけでございます。ほかの小学校の体育館ということになれば、構造的にもエアコンが設置できるかどうかという問題とか、面積、体積、容積の問題もございますので、これからの検討となってございます。

○田岡秀俊議長 再質問、白川正樹君。

○白川正樹議員 ということは、体育館は、今のところ、まんのうの小中学校、それからこども園とかも全部入っていないということですね。こども園は入っとるんですか。小学校、中学校の体育館は、全部入っていないということですね。中学校は入っとるんか。

そしたら、小学校が入っていないということなんで、それは今の容量とかそういう関係でなかなか難しいということなんですけれども、ぜひとも体育館も入れてもらいたいと思います。その予定はありますか。ない言うたんか。それでしたら、やるような検討はするん

ですか、どうですか。体育館にエアコンを入れるかどうかというのは。絶対にせんですか、そんなことないでしょ。入れてもらわな困ります。

○田岡秀俊議長 答弁、教育長、三原一夫君。

○三原教育長 お答えしたいと思います。 （三好勝利議員着席 午後5時15分）

こども園には入っております。それから、中学校にあります町民のアリーナにはエアコンが設置されております。今、お尋ねの小学校6校に入れる予定があるかというお尋ねだろうと思います。先ほど、学校教育課長が申し上げましたように、小学校の屋内運動場はそういう構造になっているかどうか、冷房を入れて冷えるのかどうか、そういったことも十分検討していかなければいけないと思っています。現在のところ、香川県下の小学校、中学校でエアコンが入っているというところは、今、聞いておりませんので、いろいろ情報を集めながら慎重に検討してまいりたい、そういうふうに思っております。

○田岡秀俊議長 再質問、白川正樹君。

○白川正樹議員 全国的に見ても、体育館にはエアコンは入っていないというようなデータも出ております。これは、そしたらいいですかね。それでも、今からまただんだん暑くなってくると思いますので、冷房も入れるようなことを考えてもらいたいと思います。

体育館というのはまんのう町の避難所になっているだろうと思います。避難所になっているということは、冷房が要るんでないですかね、夏の場合の災害。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 白川議員さんの質問にお答えいたします。

避難所への対応ということでございますので、全国的にもいろいろあると思いますので、今後、十分検討していきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○白川正樹議員 1番目を終わります。

○田岡秀俊議長 以上で、1番目の質問を終わります。

続いて、2番目の質問を許可いたします。

○白川正樹議員 それでは、2番目の仲南産直市のトイレについてということなんですけれども、これはどうしてこのような質問をしたかという、産直市にお客さんをたくさん来てもらいたい。そのための一つの方法といたしまして、きれいなトイレでしたら、お客さんが来てくれるんじゃないかと思って質問いたしました。

それで、タブレットの中の定例議案書の中の平成30年6月定例会の報告書、これは84ページあるんですけれども、最後の83ページを開いてもらいたいと思いますけれども、その中に産直市のお客さんがたくさん来てもらう方法といたしましていろんなことを書いてあります。その中で、サービスが悪いとか、サービスをしなきゃいけないということで、店舗販売サービスの低下とか、顧客への感謝、挨拶、店舗の活気とかいろんなことを書いてあります。これは仲南振興公社事業調査報告書の中の文章でございます。

それで、こういうことを全部してもらわないかんですけど、その上に仲南産直市のトイレについてお伺いをいたします。

今現在、仲南産直市のトイレは、女性用はなかなかちょっと見に行けないのでわかりませんが、その内容をちょっと教えてください。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 白川正樹議員の仲南産直市のトイレについての御質問でございます。

仲南産直市（道の駅空の夢もみの木パーク）のトイレは、平成14年に国土交通省が道の駅の駐車場を整備する際にトイレを併設したものでございます。四国地方整備局との管理協定でトイレの更新・保守・点検・修繕等については国が負担し、清掃については町が行うことといたしております。

御質問の和式と洋式トイレの設置割合につきましては、男性用トイレは和式が1基、洋式が1基、女性用トイレは和式が3基、洋式が2基、多目的トイレは洋式1基となっており、合わせますと、和式と洋式の比率は半々となっております。なお、洋式トイレにつきましては、全て温水洗浄便座となっております。

トイレの清掃につきましては、民間業者に委託しているところですが、国交省発表資料の中にも、トイレを快適な空間として利用するニーズが高まっている、トイレを清潔にしておくことで周遊観光促進や道の駅へのリピーターが増加するといったメリットが期待されるとの記述もあり、利用者の増加や利便性・衛生面での徹底を図る意味からも、清潔で適正な管理の徹底に努めてまいりたいと考えております。よろしく願いいたします。

○田岡秀俊議長 再質問、白川正樹君。

○白川正樹議員 今の答弁ですと、トイレは町の持ち物ではなくて、国土交通省の持ち物ですね。それで掃除を町がやっていることになっているんですかね、そうですね。

そしたら、掃除を町がやっているということは、掃除は毎日やってるんですかね、どうなんですかね、これは。

○田岡秀俊議長 企画観光課長、常包英希君。

○常包企画観光課長 お答え申し上げます。

掃除のほうは民間業者に委託しておりまして、毎日、掃除のほうはしていると伺っております。

○田岡秀俊議長 再質問、白川正樹君。

○白川正樹議員 掃除は町が委託して毎日しているということなんですけれども、このごろ、高速道路とか行きますと、トイレはきれいなんですね。道の駅のトイレは、平成14年にできたということなんで、多分、古いと思うんで、リニューアルとかそういうのは、町の持ち物でないから町はできないと思うんですけれども、国土交通省に新しくしてくれというようなことは要望できるんですか、どうですか。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 白川議員さんの再質問にお答えいたします。

道の駅の利用者は野菜や特産品など買い物を目的で訪れる人もいますが、トイレを利用するために立ち寄られる方も大勢おられます。施設の利用者をふやし、収益をふやすこと

も重要ですが、古くても清潔できれいに清掃されているトイレは、公共施設を適正に管理することができている町という町のイメージアップにもつながると思っております。

以前、皆様から御指摘がございましたが、今後も、利用される方が気持ちよく使える施設となるよう努めてまいりたいと思います。

なお、四国地方整備局の話では、道の駅のトイレにつきましては、インバウンドの受け入れを見込み、全洋式化を検討していると伺っておりますので、今後とも要望してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 再質問、白川正樹君。

○白川正樹議員 トイレは新しくなるような予定ですので、それで、トイレが新しくなればバスがとまって、バスがとまれば、トイレ休憩した後に産直市にお客さんも入ることなんで、いろいろなお客さんを呼ぶ方法の一つとして、トイレもきれいにしてもらいたいと思います。以上です。終わります。

○田岡秀俊議長 以上で、9番、白川正樹君の発言は終わりました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

なお、次回会議の再開は、あす9月6日、午前9時30分といたします。本議場に御参集願います。

本日はこれで散会といたします。

お疲れさまでした。

散会 午後5時26分

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

平成 3 0 年 9 月 5 日

まんのう町議会議長

まんのう町議会議員

まんのう町議会議員